

資料番号17

福祉のまちづくりの面的
な展開に関する研究

福祉のまちづくりの面的な展開に関する研究(その1)

－既存建築施設のバリアフリー化推進方策に関する調査研究－

Study on Wide-Ranging Development toward Caring Society for All (Part 1)

－A study on the barrier-free improvement of existent facilities－

杉山 勇、大野 拓也

SUGIYAMA Isamu, OHNO Takuya

キーワード：

既存建築物、バリアフリー、滞留時間、トイレ、高齢者

Keywords：

current facilities, barrier-free, stay time, public toilet, the elderly

Abstract：

Japan's elderly population is increasing. It is therefore urgent, that public areas adopt the "Barrier-free" designs.

However, the progress in changing over to the "Barrier-free" designs in public facilities has been slow to be implemented. This research reports on an inquiry held into the causes of the delay.

A questionnaire survey was completed by the elderly, and interviews were conducted with administrators of buildings with public access.

The research clearly showed that problems arising from the changeover to the "Barrier-free" designs, were cost and existing structural restriction. In most cases, adopting the "Barrier-free" designs is impossible for existing buildings. Therefore other means were adopted, to resolve the problem.

It became clear, that installing toilets for visitors is advisable, even though customers may only be present for a short while. The research suggests that the government installs public toilets, or offers financial assistance for public facilities.

1 はじめに

高齢化率が2015年には26%を占め、国民の4人に一人が高齢者となると予測される日本においては多方面からの高齢社会への対応が必要であり、なかでも高齢者をはじめ障害者のある人たちが安心して外出できる環境を整えることが強く求められている。このため各地の自治体や各種団体などにおいて、さまざまな取り組みや事業が展開されている。

昨年度に実施した兵庫県下の「福祉のまちづくり重点地区」における既存建築施設のバリアフリー化進捗状況のデータ分析結果では、民間施設の整備・改善の遅れが顕著であった。

しかし、施設のバリアフリー化が急務であるとしても、現下の厳しい経済情勢からは官民を問わず、限られた資金を適正かつ効果的に配分し、実効性を持った事業の執行が望まれるところである。

こうしたことから、既存建築施設のバリアフリー化推進に向けての検討に当たっては、利用者のバリアフリー・ニーズを施設の利用実態の把握と、施設における整備が困難な箇所とその要因を探ることの両面からの課題抽出が必要であると考えられる。

2 研究の目的

施設内における段差解消やエレベーター設備の身障者対応など車椅子使用者の水平垂直移動を容易にすることは、個々の施設で求められるバリアフリー化項目であるが、移動が迅速ではない車椅子使用者や、一般に頻尿傾向となり筋肉の低下もあって尿意を我慢しにくくなるなど、排泄についても若い人と

違う変化が起きる⁽²⁾といわれている高齢者にとってトイレは、まちなかにあって適正に配置されることが求められる設備である。

一方、建築施設ではその用途によって利用者が施設に滞留する時間は異なり、この利用時間の長短が、バリアフリー化ニーズの軽重の度合いに影響することも考えられる。

そこで本研究では、昨年度の課題である既存施設における整備が困難な箇所とその要因の把握とともに、建築施設の「用途別の滞留時間」とまちなかにおける「トイレの共用性」に着目して、既存建築物のバリアフリー化に向けての課題を明らかにすることにより面的なまちづくりを推進する方策を検討する資料を得ること目的として、高齢者の利用実態と民間施設側の意向を把握するため、アンケート調査とヒアリング調査を実施した。

3 高齢者の外出調査

3.1 高齢者調査の概要

3.1.1 調査の依頼

高齢者が日常的に利用する施設や、外出時に利用するトイレと休憩の実態を把握するため、アンケート調査を実施した。

調査対象は高齢者大学に通う高齢者及びケア付住宅の入居者とし、調査実施に当たっては高齢者大学を運営する明石市立あかねが丘学園と県立西播磨文化会館、及びケア付高齢者施設を管理する兵庫県住宅供給公社の協力を得た。ケア付施設の所在地は尼崎市と加古川市である。

回収方法は西播磨高齢者大学のみが郵送とし、他は10日程度の期間を置き、大学や各施設において回収している。調査期間は2002年9月下旬から10月中旬で、配布・回収結果は表1のとおりである。

表1 調査票回収結果

Tab.1 The returned rate of questionnaire

| 配布先 | 配布数 | 回収票 | 回収率(%) |
|--------------|------|------|--------|
| 明石市立高齢者大学校 | 86 | 63 | (72.3) |
| 西播磨高齢者文化大学 | 130 | 73 | (56.2) |
| ケア付高齢者住宅・加古川 | 199 | 152 | (76.4) |
| [うち要支援・介護] | [33] | [17] | [51.5] |
| ケア付高齢者住宅・尼崎 | 144 | 101 | (70.1) |
| [うち要支援・介護] | [23] | [7] | [30.4] |
| 計 | 559 | 389 | (69.6) |

3.1.2 調査票の項目

主な調査項目は以下のとおりで、調査日直近における1週間の外出について調査した。

- 1) 外出頻度と外出の同行者
- 2) 公共・公益的施設の利用と滞留時間

3) トイレを使用した施設

4) 滞留時間の短い施設におけるトイレの必要性

5) 外出時の休憩回数と休憩場所

3.1.3 回答者の属性

回答者の男女比は概ね1:2で、ケア付施設入居者と高齢者大学通学者の比率は概ね2:1である。

年齢別としては「全体」では70歳代が53%と半数以上を占めているが、「ケア付施設」では70歳未満が12%であるのに対し「高齢者大学」は70歳未満が67%と低い年齢層となっている。

家族構成については一人暮らしが36%、夫婦二人が43%である。ケア付施設に入居する高齢者はひとり暮らしが50%近くとなっている。(表2~4)

表2 回答者の性別

Tab.2 Sex of respondents

| | 人・(%) | | |
|-----|------------|------------|-----------|
| | 全体 | ケア付施設 | 高齢者大学 |
| 男性 | 127 (32.6) | 85 (33.6) | 42 (30.9) |
| 女性 | 255 (65.6) | 168 (66.4) | 87 (64.0) |
| 無回答 | 7 (1.8) | 0 (0) | 7 (5.1) |
| 計 | 389 (100) | 253 (100) | 136 (100) |

表3 回答者の年齢

Tab.3 Age of respondents

| | 人・(%) | | |
|-------|------------|------------|-----------|
| | 全体 | ケア付施設 | 高齢者大学 |
| 70歳未満 | 121 (31.1) | 30 (11.9) | 91 (66.9) |
| 70歳代 | 207 (53.2) | 170 (67.2) | 37 (27.2) |
| 80歳以上 | 53 (13.6) | 52 (20.6) | 1 (0.7) |
| 未回答 | 8 (2.1) | 1 (0.4) | 7 (5.1) |
| 計 | 389 (100) | 253 (100) | 136 (100) |

表4 家族構成

Tab.4 Components of households

| | 人・(%) | | |
|----------|------------|------------|-----------|
| | 全体 | ケア付施設 | 高齢者大学 |
| 一人暮らし | 140 (36.0) | 123 (48.6) | 17 (12.5) |
| 夫婦二人 | 169 (43.4) | 111 (43.9) | 58 (42.6) |
| 配偶者と家族 | 31 (8.0) | 3 (1.2) | 28 (20.6) |
| 配偶者なしで家族 | 15 (3.9) | 1 (0.4) | 14 (10.3) |
| その他 | 34 (8.7) | 15 (5.9) | 19 (14.0) |
| 計 | 389 (100) | 253 (100) | 136 (100) |

3.2 調査の結果

3.2.1 施設の利用

外出頻度は図1のとおり、高齢者全体で「ほとんど毎日」が46%、「週2、3回」が37%である。年齢別では、高齢化とともに外出頻度は低下し、80歳以上では、毎日の外出は4人に1人となる。要支援・介護者では「ほとんど外出しない」が4人に1人となっている。

外出先としては、389名のうち年齢不詳の8名を除く381名の回答結果では、スーパーを挙げた人が全体の84%と一番多く、50%以上の人を利用した施設としては、郵便局・銀行(以下「金融機関という。')の65%、病院・診療所(以下「医療機関」という。)

の63%と続いている。福祉施設(12%)や市役所・役場(14%)は低率である。(図2)

年齢別の外出状況としてスーパーや金融機関では、

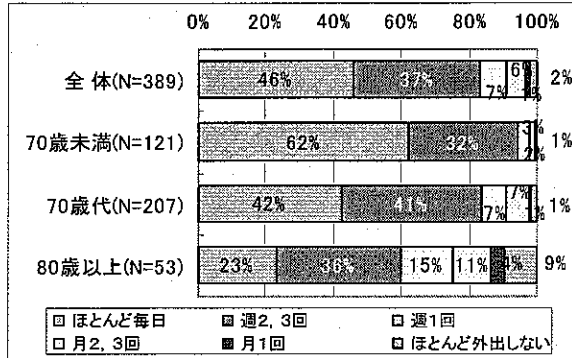


図1 外出頻度

Fig.1 Frequency of going out

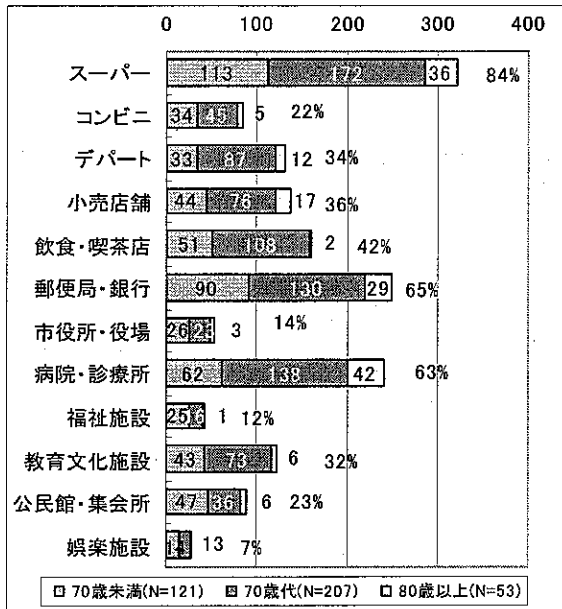


図2 高齢者の外出先

Fig.2 The place of going out

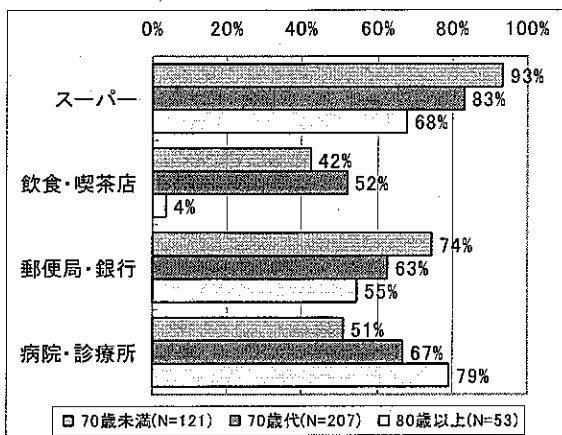


図3 年齢別による施設の利用率

Fig.3 The utilization rate of main facilities

年齢が上がるとともにその利用は低下するが、医療機関は加齢とともに利用率(注1)は上昇している。飲食・喫茶店の利用は80歳代で4%と大きく下がっている。(図3)

3.2.2 利用施設における滞留

「滞留時間が短い施設」としては金融機関を挙げた人が最も多く、46%である。次いでスーパー(19%)、コンビニ(13%)の順となっている。「滞留時間が長い施設」では医療機関が最も多い31%で、続いてスーパー(16%)、デパート(13%)、教育文化施設(13%)である。スーパーは滞留時間の長短ともに2番目に位置しており、いろいろな使われ方であることが伺える。(図4)

「滞留時間が短い」とした施設における滞留時間

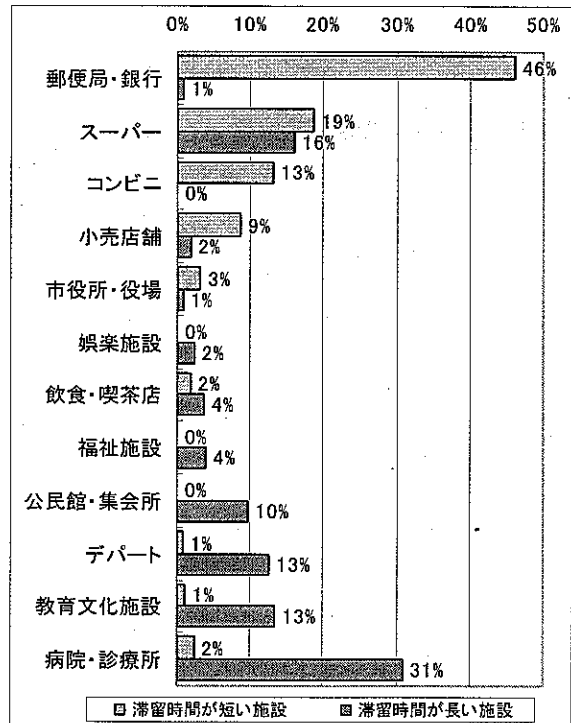


図4 滞留時間の比較

Fig.4 Comparison of staying time

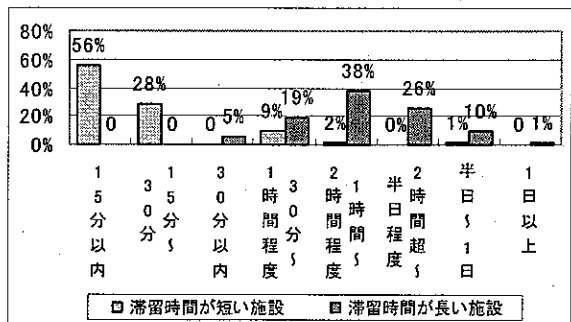


図5 滞留時間別の比率

Fig.5 Rate of staying time

の布は、「15分以内」が56%、次いで「15分から30分」が28%である。一方「滞留時間が長い」施設では「1時間～2時間程度」が38%と最も多く、次いで「2時間超え～半日程度」の26%といった分布となっている。(図5)

滞留時間が最も短い施設となった金融機関における滞留時間は、「15分以内」が63%、「15分～30分以内」が27%としており、利用者の9割が「30分以内」の滞留と、短時間に用事を済ませている。(図6)

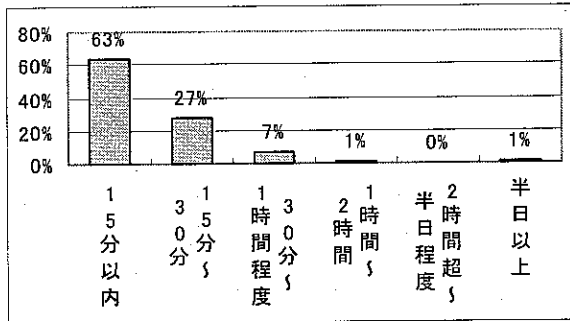


図6 金融機関の滞留時分布
Fig. 6 Staying time in the financial facilities

3.2.3 トイレを使用する施設と選ぶ条件

外出時に高齢者がトイレを使用する施設では、デパート(全体の29%)、医療機関(同29%)、スーパー(同27%)が多く、続いて教育文化施設(同19%)となっている。これらは図4「滞留時間が長い施設」として挙げられた割合が高い施設である。一方、トイレの利用実態が殆どない施設としては、金融機関

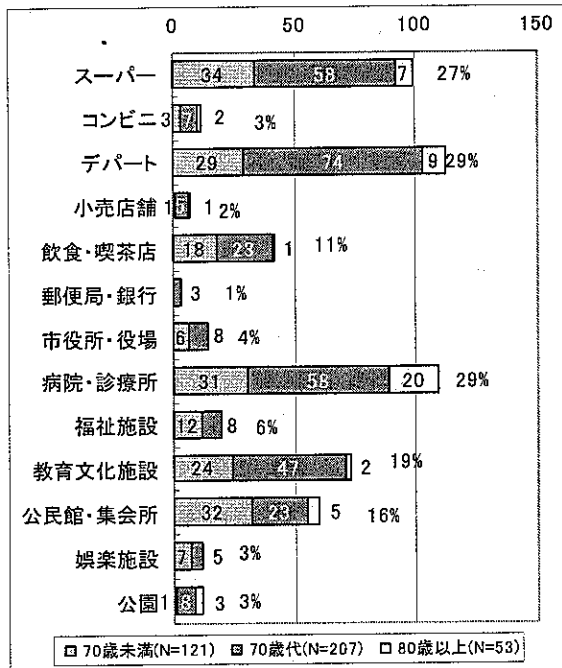


図7 トイレの使用施設
Fig. 7 Rate of using restroom

(1%)、小売店舗(2%)、コンビニ(3%)がある。(図7)

利用施設におけるトイレの使用率^(注1)ではデパートが84%と最も高く、次いで公民館・集会所(67%)、教育文化施設(49%)である。使用率が最も低い施設は金融機関で、僅か1%に留まっている。利用率は少ない福祉施設や娯楽施設であるが、トイレ使用率は50%近くに達している。(図8)

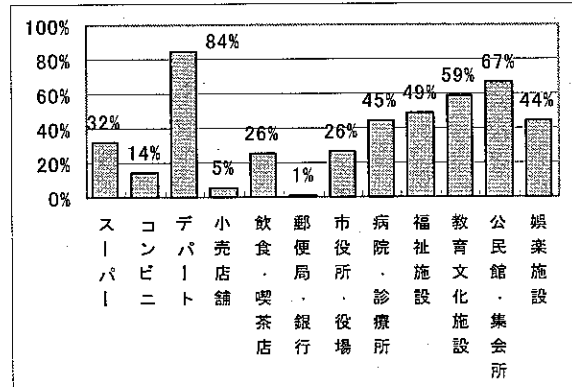


図8 施設のトイレ使用率^(注2)
Fig. 8 The utilization rate of restroom

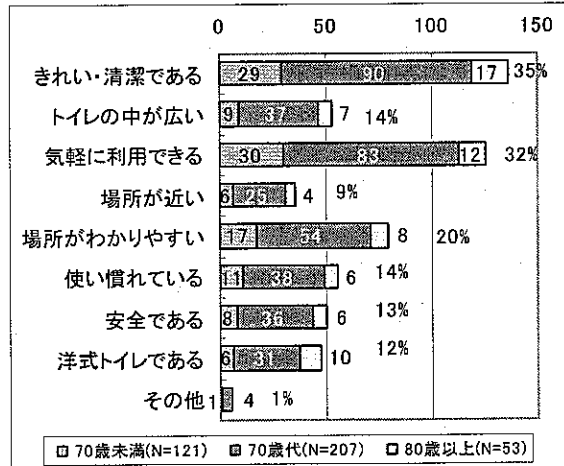


図9 トイレを選ぶ条件
Fig. 9 The requirements for restrooms

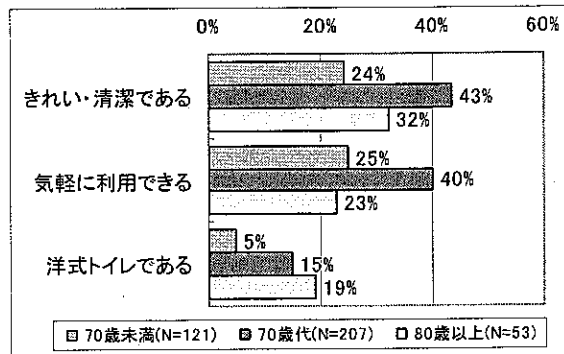


図10 トイレを選ぶ主な条件・年齢別
Fig. 10 Requisite to the aged

高齢者がトイレを選ぶ条件としては、「きれい・清潔である」(35%)ことや「気軽に利用できる」(32%)ことが重視される。次いで「場所がわかりやすい」(20%)ことが選ばれている。(図9)

「洋式トイレである」ことは全体のなかでは12%と高い率を示してはいるが、図10のとおり年齢別で見ると、高齢になるほど洋式トイレを選ぶ傾向が強まっている。

3.2.4 トイレの必要性

短い滞留時間となる施設に関する設問について回答した人(N=321)のうち、「トイレを使用しなかった人」のその理由については、トイレを使用する「必要がなかった」(93.5%)との回答が多数を占めている。これは施設に居る時間が短いことが考えられる。結果は表5のとおりである。

表5 短時間滞留施設でのトイレ未使用の理由

Tab.5 The reason not to use

| 理由 | 件数 | (%) |
|------------|-----|---------|
| 必要がなかった | 300 | (93.5) |
| 外部者用トイレがない | 11 | (3.4) |
| 近隣施設を利用 | 7 | (2.2) |
| 未回答 | 3 | (0.9) |
| 計 | 321 | (100.0) |

滞留時間が最も短い施設となった金融機関に着目する。利用した人(N=254)に対するトイレ設置の必要性については、「あった方がよい」(37%)、「やはり必要である」(26%)との回答が多い。トイレ設置の希望は合わせて全回答者の2/3近くに達しており、「不要・なくてもよい」(19%)、「近隣にあれば不要」(8%)を大きく上回っている。(図11)

このことは、前述した生理的特性や移動も速やかではないなどの理由から、滞留時間の長短にかかわらず、日常よく利用する施設先でのトイレ設置を強く望んでいる結果と思われる。

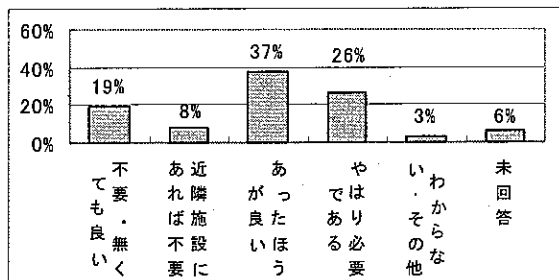


図11 金融機関利用者のトイレの必要性
Fig.11 The necessity of the rest room in the financial facilities

3.2.5 外出時の休憩

次に、外出時の休憩回数について図12に示す。「全

体」で見ると、「1回ないし2~3回程度の休憩」を取る人が50%いる。一方、「休憩なし」も37%となっているが、これは外出先として滞留時間の短いスーパーや金融機関の利用の多さが影響していると思われる。なお、未回答を除けば、年齢別による休憩頻度に大きな違いは見られない。

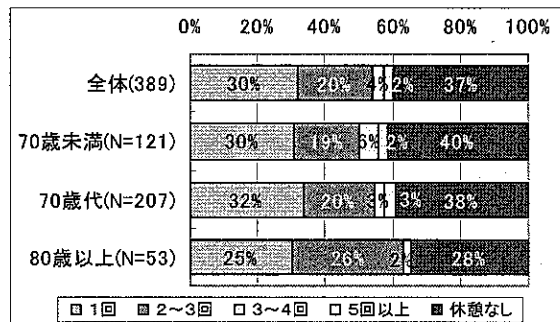


図12 外出時の休憩回数
Fig.12 The number of times of a rest

休憩に利用する施設は図13のとおり、飲食・喫茶店が最も多く25%で、次いでデパート(21%)、医療機関(20%)となっている。なお、市役所・役場での休憩は僅か1%であるが、これは高齢者の利用が少ない施設となっているからである。(図2参照)

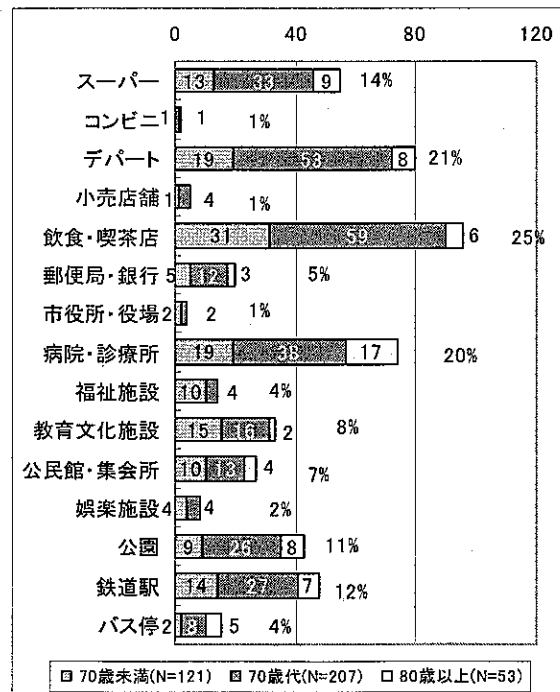


図13 休憩をとる施設
Fig.13 The rate for every facility to take a rest

また、休憩時に利用するものは図14のとおり「椅子・ソファー」が55%、次いで「ベンチ」の36%と、ほとんどこのふたつで占められており、花壇の縁や

縁石など外部空間での休憩は少ない。

アンケートでは「その他」の欄を設け、休憩事例の収集を望んだが記載例はなく、提示した以外の利用情報を得ることはできなかった。

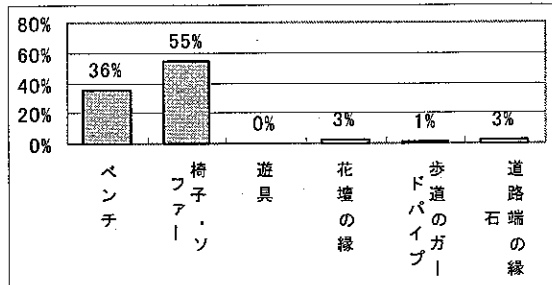


図 14 休憩時に利用するもの
Fig. 14 Objects for sitting

4 施設管理者の意向調査

4.1 施設管理者調査の概要

4.1.1 調査の依頼

物販施設、医療機関、金融機関などの主として民間施設の管理者に対して、高齢者や障害者の利用、施設の改修や来客用トイレの設置など、施設の利用状況やバリアフリー化に向けての整備実態などを明らかにするため、アンケート調査を実施した。

調査対象は、県下の主要市及び中播磨県民局（姫路）管内市町に存する重点地区^(注3)内の民間施設（一部市町設置の教育文化施設を含む）とし、郵送方式によるアンケート調査とした。調査期間は 2002 年 12 月中旬から翌年 1 月中旬で、配布・回収結果は表 1 のとおりである。

表 6 調査票の回収結果

Tab. 6 Returned rate for each institution

| 配布先 | 配布数 | 回収票 | 回収率(%) |
|---------|-----|-----|--------|
| 物販施設 | 75 | 31 | (41.3) |
| 医療施設 | 29 | 13 | (44.8) |
| 金融機関 | 112 | 60 | (53.6) |
| 社会福祉施設 | 23 | 21 | (91.3) |
| 公会堂・集会所 | 33 | 16 | (48.5) |
| 教育文化施設 | 23 | 18 | (78.3) |
| その他 | 24 | 7 | (29.2) |
| 計 | 319 | 166 | (52.0) |

4.1.2 調査票の項目

主な調査項目は以下のとおりである。

- 1) 施設の利用状況と滞留時間
- 2) 施設の改修状況と未改修の理由
- 3) トイレの改修と来客用トイレの設置状況
- 4) 行政への要望と有料トイレの導入

4.2 調査の結果

4.2.1 施設の利用状況

(1) 利用者の滞留時間

施設側から見た利用者の滞留時間は、時間が最も短い施設となるのは金融機関としており、その 80% の施設が滞留時間を「15 分以内」、未回答の 1 件を除いた全金融機関（59 件）が「30 分以内」と回答している。これは利用者である高齢者のアンケート結果とほぼ一致する。次いで滞留時間が短い施設はスーパーで、「15 分以内」とする施設が 9%、「30 分以内」が 55% の施設となっている。

その他の施設について、利用者の主な滞留時間帯としては、医療機関では「1～2 時間」（38%）が、社会福祉施設では「丸 1 日」（33%）、公会堂・集会所では「2 時間～半日」（56%）、教育文化施設では「1～2 時間」（38%）が、それぞれ一番多いと回答している。（図 15）

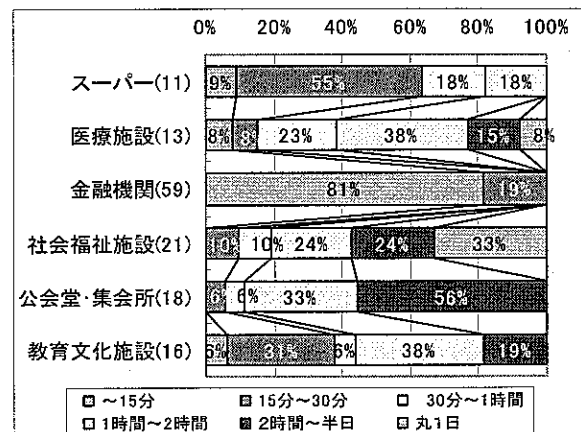


図 15 利用者の滞留時間（未回答者を除く）
Fig. 15 Staying time of visitors

(2) 高齢者と障害者の利用

高齢者利用は特に医療施設、社会福祉施設で多く、これら施設のうち約 1/3 の施設で、高齢者の利用率

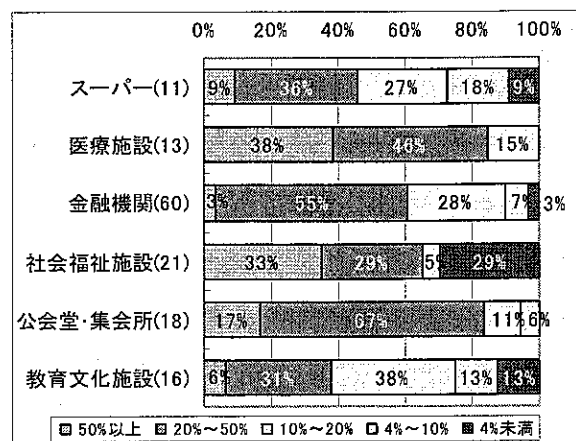


図 16 全利用者に対する高齢者の比率
Fig. 16 The rate of the aged

が50%以上と答えている。また公会堂・集会所の利用も多く、20%以上とする施設は8割を超える。反対に、高齢者利用が10%未満と答えた施設が多いのはスーパーで、27%の施設である。(図16)

障害者の利用については、医療機関、社会福祉施設を除いてはスーパーがやや多い。一方、金融機関、公会堂・集会所、教育文化施設では、過半数以上の施設が障害者の利用は「ほとんどない」と回答している。(図17)

障害種別によるの主な施設の利用状況は図18のとおりで、車椅子利用者が相対的に多く、視覚障害者は比較的少ない。

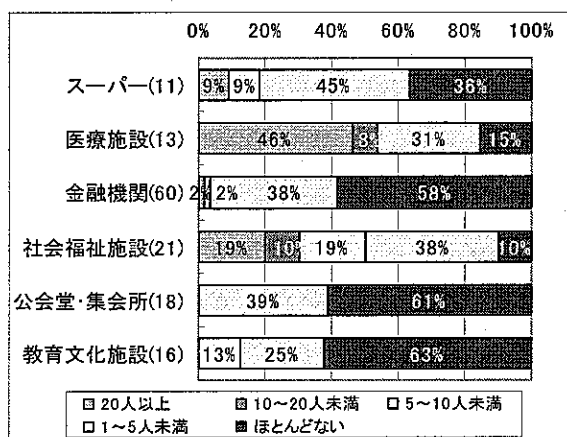


図17 障害者の利用・1日当たり
Fig. 17 Utilization rate of the challenged /per a day

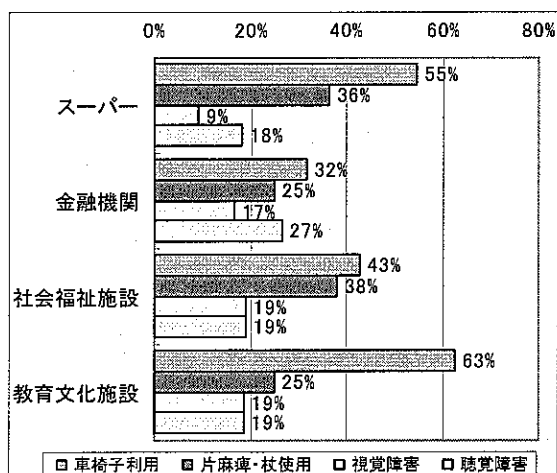


図18 主な施設の障害者の利用・障害種別
Fig. 18 Utilization rate of the challenged /part of disability

4.2.2 施設の改修状況

(1) 改修の相談と費用の把握

予定している改修項目が「完了した」と回答したのは41施設(25%)で、「改修が残っている」(39%)、

「改修をしたことがない」(34%)と、合わせて73%(120施設)が改修未了としている。(図19)

施設改修の相談に関しては、「改修が残っている」と回答した施設では「相談をしている」施設が63%であるに対し、「改修をしたことがない」施設では13%に留まっている。(図20)

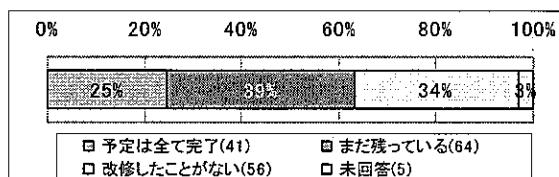


図19 施設の改修状況
Fig. 19 Progress of renovation

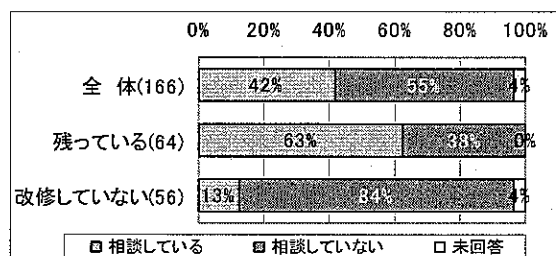


図20 改修相談
Fig. 20 Consulting about renovation

またその相談先としては行政(30%)、設計者(26%)、自社担当(26%)、施工者(17%)と、その相談先は分散している。(図21)

改修費用の把握については、「改修が残っている」施設が38%であるに対し、「改修をしたことがない」施設では僅か9%である。(図22)

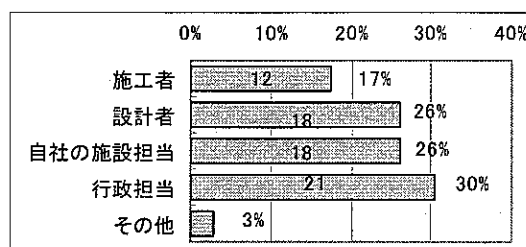


図21 改修の相談先
Fig. 21 Sorts of consultants

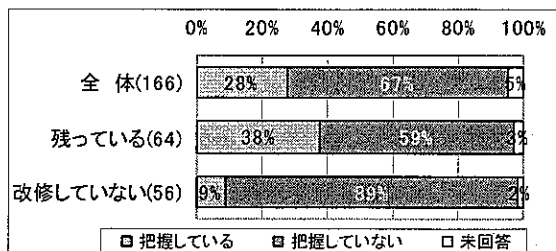


図22 改修費の把握
Fig. 22 Grasps of cost

「改修をしたことがない」施設は、相談や費用の把握もほとんど行っていないなど、バリアフリー化に対する認識が希薄といえる。

(2) 改修が未了の理由

また、「改修が残っている」施設と「改修したことがない」施設について、改修が未だ終了していない理由を図 23 に示す。

「改修が残っている」施設では、「資金調達に課題がある」(47%)・ことが、改修が終了しない主たる理由としている。これは改修できる個所はある程度済ませているが、困難で費用も嵩む内容のものが残っているといえる。費用が嵩む内容については、26 件のうち 12 件が「エレベーターの設置又は改修」を挙げており、高額な工事である。次いで「トイレ改修」が 5 件あるが、これも給排水工事を伴う煩雑な改修内容である。「物理的に困難である」ことは 3% と低い率となっている。

なお、「改修したことがない」施設では「未回答」が過半数を超えている。このことから、その理由を把握することが改修の進まない理由をより明らかに

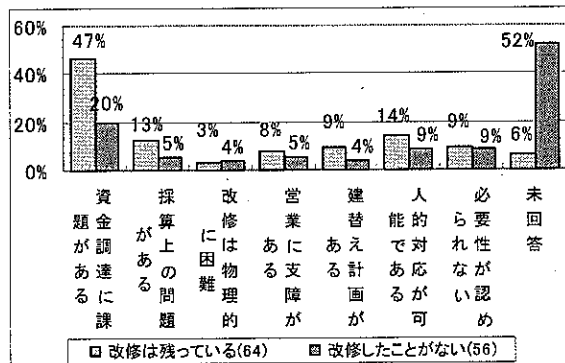


図 23 改修が未了の理由
Fig. 23 The reason not to renovate

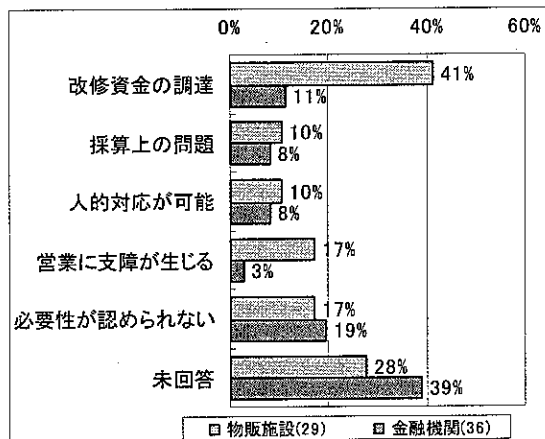


図 24 改修が未了の理由・用途別
Fig. 24 The reason not to renovate for each institution

できると考えられる。

用途別では、物販施設は「資金面」の課題が顕著である。金融機関では「営業に支障が生じる」としている施設はほとんどないが、「必要性が認められない」が 19% と比較的高い率を示している。(図 24)

(3) 改修したことがない施設

計画が策定されて以降のこれまで、「改修したことがない」56 施設の用途別内訳を図 25 に示す。物販施設が一番多く 31 施設中の 16 施設 (52%) が改修に着手していない。デパート、スーパー以外の規模が小さい小売店舗や、反対に大きな複合施設の比率が高くなっている。金融機関、教育文化施設も 38% と比較的高い率となっている。

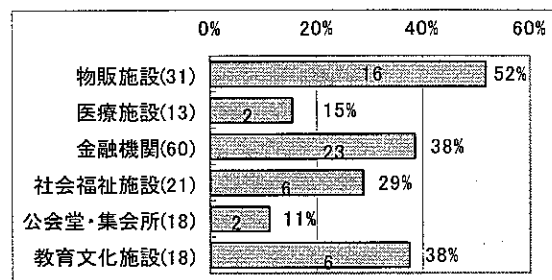


図 25 改修したことがない施設の比率
Fig. 25 The rate of unaltered facilities

4.2.3 トイレの改修

最近 5 年以内のトイレ改修の有無について尋ねたところ、全体 166 施設のうち「改修した」施設は 51 施設 (31%) で、「改修していない」のは 95 施設 (57%) と、改修していない施設のほうが上回る。(図 26)

その改修内容については、51 施設のうち、26 施設が「身障者用トイレの設置」と答えている。「洋式への変更」、「手すり設置」と回答した施設は共に 11 施設である。

改修後の利用者の反応としては、トイレを「改修した」51 施設のうち 31 施設 (61%) が、「利用者の評判が良くなった」と答えている。(図 27)

また、改修後の維持管理費については、「増えた」とする施設が 14 施設 (27%) で、過半数が「変わらず」(55%) としている。(図 28)

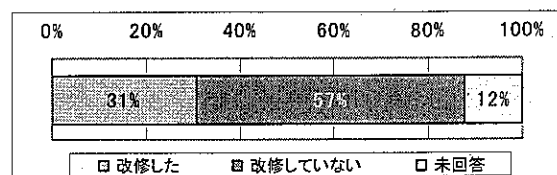


図 26 トイレの改修
Fig. 26 Reform of restroom

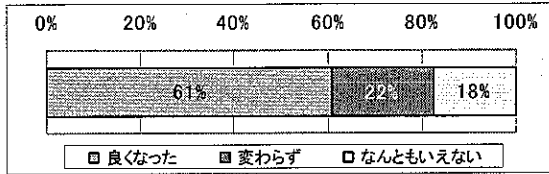


図 27 改修後の評判
Fig. 27 Estimation after reforming

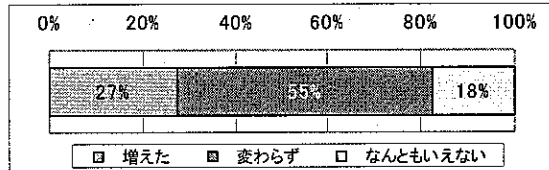


図 28 維持管理費の変化
Fig. 28 Comparison of maintenance cost

4.2.4 来客用トイレの設置

来客用トイレの有無については「設置している」施設が115施設(69%)で、「設置していない」のは48施設(29%)となっている。(図29)

「設置していない」施設の内訳では金融機関が多く、60施設中の35施設(58%)となっている。教育文化施設は全て来客用トイレを整備している。社会福祉施設は4施設(19%)が設置していないが、この用途の施設で、来客専用として別に設けていない施設も含まれている。(図30)

「設置していない」金融機関の主な理由として、35施設のうち「緊急時には社員用トイレで対応する」が24施設(69%)、「防犯対策の必要から」が21施設(60%)、「滞留時間が短い」が21施設(60%)となっている。(図31)

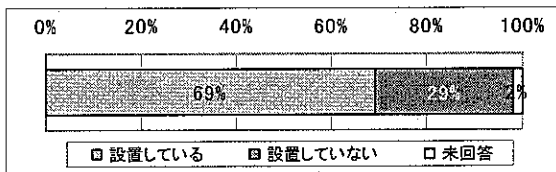


図 29 来客用トイレの設置
Fig. 29 The popularization of restroom

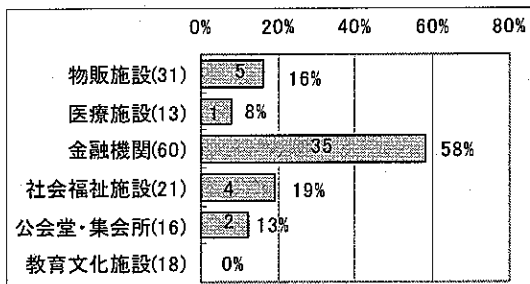


図 30 来客用トイレを設置していない施設の比率
Fig. 30 The rate of facilities with Unavailable restroom

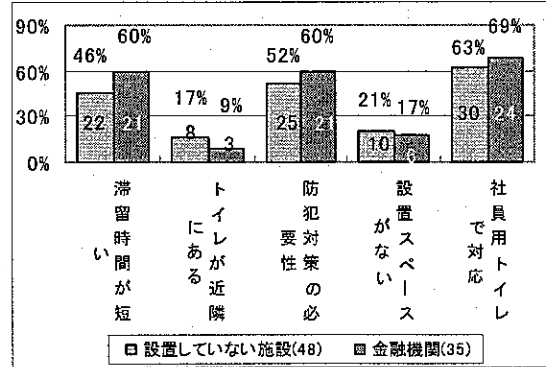


図 31 来客用トイレを設置しない理由
Fig. 31 The reason not to open

なお、来客用のトイレを設置している金融機関(25施設)の金融機関別内訳は図32のとおり銀行が42%、信金・信組52%、郵便局7%、農協70%であり、郵便局の設置率は極めて低い。農協の比率が高いのは、JAに併設されている物販施設の存在が考えられる。

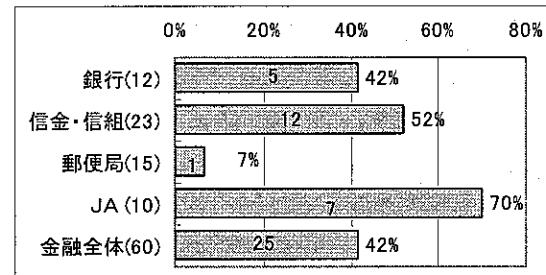


図 32 来客用トイレの設置比率・金融機関
Fig. 32 The rate of rest room for each financial companies

4.2.5 トイレに関する行政への要望

行政に対する要望としては「公共トイレの設置」を求める声が多く70施設(42%)ある。(図33)特に、物販施設、医療施設、金融機関、社会福祉施設では、ほぼ半数近くの施設が望んでいる。

金融機関からの要望では「公共トイレの設置」を望む施設が多いが、物販施設の要望はどの項目とも、全体の平均より高い。特に民間施設が自ら設置するトイレへの「設置費の補助」と「維持管理費の一部

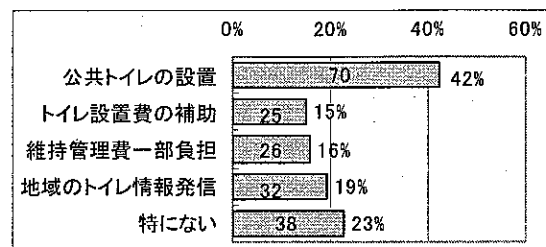


図 33 行政への要望
Fig. 33 Request to administration

負担」への要望が平均より高い。これはトイレの公共的色彩が強いことが考えられる。(図34)

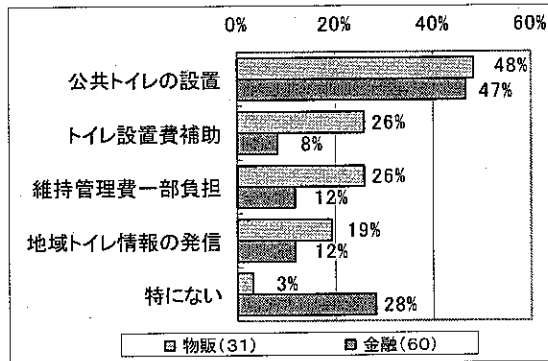


図34 行政への要望・物販・金融機関
Fig. 34 Request to administration by retail store and financial companies

4.2.6 有料トイレの導入

設置費や維持費を負担してもらうために、民間施設における有料トイレ導入の今後の可能性に関する設問に対しては、「必要なし」が27% (45施設)で、「利用が見込まれない」の33% (53施設)と合わせ、6割が否定的である。「設置してもよい」との回答は僅か15% (15施設)に留まっている。(図35)

有料トイレを設置してもよいと回答した25施設の内訳は図36のとおりで、金融機関が11施設(18%)である。医療機関13施設中の4施設と3割程度となっている。他施設は1割程度で、教育文化施設ではほとんどない。

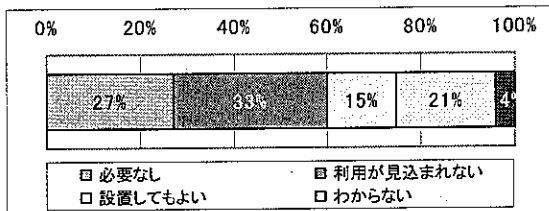


図35 有料トイレの導入
Fig. 35 Necessity of a pay toilet

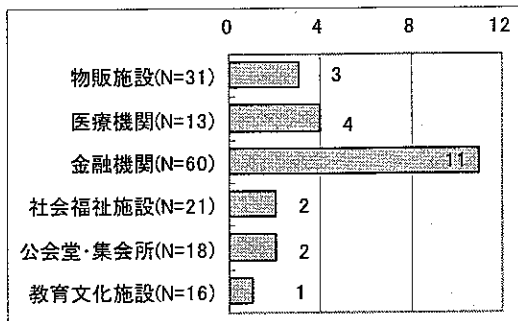


図36 有料トイレを設置して良いと回答した施設
Fig. 36 Positive institution to install of a pay toilet

5 民間施設のヒアリング

アンケート結果を踏まえ、来客用トイレに関して特徴的な整備を行っている金融機関と物販施設について、ヒアリング等を実施した。

5.1 金融機関のトイレ設置事例

5.1.1 銀行

『「来客専用トイレ」として店員用とは別個所であるが、営業室の裏側に設置している。このため、来店者が適宜自由に利用できるようにすることは防犯上の問題もあり、トイレ案内を店内には表示をしていない』という。来店者から使用の申し出があった際に、店員がトイレまで誘導する方法としている。

5.1.2 信用金庫

この事例は、店舗の改装や改築時などに身障者用トイレを店内ロビー側に設置し、利用者待合からトイレ表示が分かるように配慮している。(図37)

この金融機関では、『滞留時間が短い施設であっても来店者がトイレを必要とする場合があること』、『仕事中の店員にはトイレの場所を尋ねにくい事情が考えられること』を設置の理由に挙げている。また『営業室と対面して設置することにより、利用客の動向も把握できることから、店の裏側にある店員用トイレへ案内するよりは防犯に対しても有効である』としている。

同じこの金融機関の他店舗における改修事例として、『店舗の設計上の物理的な制約からトイレ入口を引き戸に変更することができなかつたため、ドアは開き戸としながら呼びブザーを追加して、必要に応じて人的対応が可能とするように工夫をしているケースもある』とのことである。

トイレ改修の課題としては、『給排水管工事を伴うことから思いのほか施工範囲が広がること、また営業上の問題もあることから、改修時期は増改築や

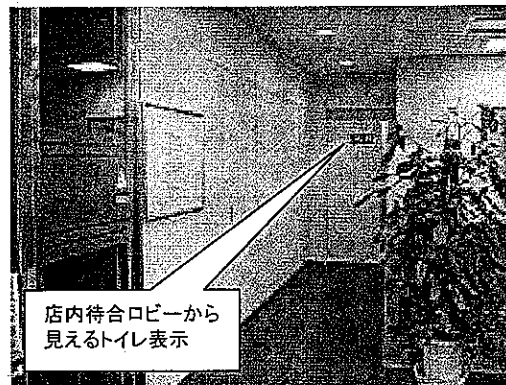


図37 トイレ表示・金融機関
Fig. 37 Indication of Bank's toilet

店舗改装時とならざるをえないケースが多い』という。

5.1.3 郵便局

来客用トイレを設置していると回答した郵便局が1件あり、その内容は、局員用トイレにスロープ設置し、車椅子使用の来客にも対応できるよう改修した事例であった。場所は営業室の裏側にあり、トイレ使用の申し出があった場合に局員が誘導案内するものである。

5.2 物販施設のトイレ設置事例

5.2.1 百貨店

顧客が百貨店に求めるサービスの中で、トイレに関する要求度は高いという。「ホスピタリティの向上」の目指して、子供と一緒に楽しみ、安心して使用できる親子トイレや、靴の脱いで着替えができる多目的トイレを設置している。特に1階店員用トイレを来客用に開放した、百貨店としては珍しい事例もある。

5.2.2 コンビニエンス・ストア

コンビニ3社に簡易なアンケート方式で問い合わせた結果、コンビニ本社として来客用トイレ未設置店に対する設置の働きかけや、身障者用トイレ設置店の拡大などを進めているグループもある一方、特に指示を出さずに、各店舗に任せているところもあり、指導の方針はまちまちであった。

郊外の沿道ではなく、駅前に近くオフィス街にある店舗であるが、大通り歩道から見える看板にトイレ表示を行っている事例もある。(図38)



図38 トイレ表示・コンビニエンスストア
Fig. 38 Indication of convenience-store's toilets

ヒアリング結果からは、『玄関周りのスロープ化』や『トイレ内の和式便器から洋式への変更』、『手すりの設置』など、バリアフリー化への理解は見られたが、『店舗面積が小さいこと』や『賃貸物件の店舗もあること』から、店舗改修やトイレの多目的化には限界があるように思われる。なお、意見を伺った3グループとも、トイレの有料化について小売業としては考えていないと回答している。



図39 トイレ内部・金融機関/コンビニストア
Fig. 39 Bank's and convenience-store's toilets

5.2.3 スーパー

主に食料品を扱っている中規模店を運営するスーパーにヒアリングを行った。『新しく開設した店舗や改装店舗については、車椅子対応のトイレや便器を和式と洋式を併設することになっている。トイレ面積としては50㎡ほどを必要とするため小規模店舗では売り場面積の比率を低下させることになるが、商業者のモラルとしてスーパーには来客用のトイレは設置すべきであると思う』と述べている。『きれいで清潔さが保たれる有料トイレに対する潜在的な需要はあると思われる』との意見も聞かれた。

6 まとめ

6.1 既存建築施設の改修が困難な要因と対応

バリアフリー化への取り組みをしている「改修を行ったことがある」施設の多くが、改修が進まない項目として「トイレの改修」や「エレベーターの設置」を挙げており、これらは高額な工事や物理的な困難さが想定される内容となっている。

また民間施設が改修を行う場合は、店舗の改装サイクルに合わせて工事時期を選ぶなど、自ずと費用の二重負担を回避するよう働いており、一概に施設を新築するときと同じレベルでバリアフリー化を求めることは難しいと考える。

このため既存建築施設のバリアフリー化を進める

に当たっては、新築並みの基準適用を一律に求めるのではなく、ハード面での改修内容が十分でなくても軽易な設備による応急的な対応や、ソフト面との組み合わせなどの工夫を行うことにより様々な利用者に配慮する施設側の取り組みに対して、前向きに評価する姿勢を持つことが大切であると考え。

またこうした取り組み事例を広く収集し、広報していく姿勢が行政には必要である。

6.2 改修したことがない施設への対応

物販施設では改修したことがない施設が50%を超えている。推測の域を出ないが、アンケートに応じていない施設を含めた重点地区全体からすると、更にこの率は上がるのではないかとと思われる。

またこれらは、改修相談に行っていない施設も8割を超えていることから、こうした改修を行ったことがない用途施設をターゲットとして今後一層バリアフリー化への理解を求めていくとともに、改修に関する相談体制についても、計画策定主体の市町担当部署と県まちづくり・建築関係担当部課との連携のもとに、相談窓口の明確化とその充実化を図る必要がある。

6.3 短時間滞留施設における来客用トイレの設置

高齢者が日常生活で利用する施設の中で、「滞留時間の短い」金融機関では9割の人が「30分以内」の利用となっており、ここでのトイレの使用例は少ない。使用しなかった理由には「必要がなかった」ことが多いが、他に「来客用トイレは無いものと思っている」、「使用を申し出る煩わしさ、恥ずかしさ」なども考えられる。

このため、滞留時間が短い施設では来客者のトイレ使用は殆どみられないが、近接・隣接する施設に、適正な維持管理がなされている公共的なトイレがない場合には、高齢者からは「短時間滞留施設でもトイレはあったほうが良い」と、トイレ設置を望む声は多いことから、来客用として設置されることが望ましいと考える。また管理者側が懸念する防犯面については、施設ヒアリングの事例にあるように、来客ロビー側に設置することにより緩和も図れると思われる。

6.4 公共的なトイレの設置

物販施設のヒアリングでは、顧客サービスの観点から来客用トイレの設置は当然との意見もあるが、民間施設から行政に対しては「公共トイレ設置」の要望が強い。公園に置かれている以外に、まちなかには公共設置のトイレはほとんど見られなく、公共

交通機関の駅や物販施設やホテルなどの民間施設が設置しているトイレに依存している実態である。

このことから、例えば駅前再開発ビルの一角を公共側が所有し、多目的トイレを設置する。場合によってはその維持管理を委託し、きれいで清潔なトイレを提供する。或いは駅トイレ等に対する維持管理費の支援を行うなど、福祉のまちづくりの視点から多くの人が外出時に使用するトイレに関して、公共自らが設置することや適正な維持管理に努める取り組み姿勢を示すことも必要であると考え。

また、休憩場所も同様に、公共・公益的な場において適度に配置され、維持管理も適切に行われることが高齢者の外出を促進することにつながることを考える。

7 おわりに

今回は、施設利用者として高齢者の意向を聞いたことのみで留まっている。今後は、障害者の施設利用の把握や子連れ親子など、外出時にハンディのある人たちについての意向調査を行い、既存建築施設におけるバリアフリー化に向けて、整備・改修上の課題把握のための調査を継続していく必要がある。

最後に、今回調査に際し、アンケートにご協力いただいた明石市立高齢者大学あかねが丘学園や西播磨高齢者文化大学に学ぶ高齢者、兵庫県住宅供給公社のケア付住宅に入居する高齢者の方々にお礼を申し上げます。また施設改修にかかるアンケートに回答を寄せていただいた施設管理者やヒアリングに快く応じた方々にも謝意を表す。

さらに、現地調査にあたり兵庫県中播磨県民局まちづくり課にお世話になったことを記す。

注釈

- 1) 利用率とは、施設の利用者を回答者全体で除した率である。
- 2) トイレ使用率とは、トイレ使用者を施設利用者で除した率である。
- 3) 官公庁舎や駅など市町の中心地区内にあり、公共的な建築物や道路等を安全・快適に利用しやすくするための整備を重点的に行う地区。

参考文献

- 1) 木村晶子、山本誠次郎、塩谷元宏：「高齢社会における地域に密着したコンビニエンスストアのあり方に関する調査研究」、兵庫県立生活科学研究所報告第17号、2002
- 2) 山本 耕平：「まちづくりにはトイレが大事」、pp122-123、北斗出版、1996

福祉のまちづくりの面的な展開に関する研究

—既存建築施設のバリアフリー化推進方策に関する調査研究(その2)—

A Study on the Spread of Providing Accessible Environment toward Caring Society for All

—A study on the barrier-free improvement of existent facilities, Part 2—

大野拓也 吉留 肇
ONO Takuya, YOSHIDOME Hajime

キーワード:

既存建築施設、改修、トイレ、不便、障害者
Keywords:

existent facilities, improvement, rest room,
inconvenience, challenged people

Abstract:

This research aims to clarify effective measures to provide accessible buildings in the slow progress of “Barrier-free” designs in public existent facilities to be implemented.

First, questionnaire survey was completed by physically challenged people, mothers with infants and expectant mothers, considering what kind of facilities have caused difficulties of their use in their daily life. At the result, inconvenient facilities they answered are mostly the same as facilities they frequently use, such as “supermarkets”, “medical facilities”, “monetary facilities” and “retail stores”. Those facilities should be early improved for all users.

Secondly, another questionnaire survey was completes by administrators who have dealt with the ordinance of Fukushi-Machizukuri at communes in Hyogo, to research actions of governments. It is clear that they had neither

surveyed actual conditions of existent facilities at the outside of model districts nor registered those facilities. Therefore, existence facilities at the outside of model districts have to be improved the accessibility as well.

1 はじめに

兵庫県では、福祉のまちづくりを推進するため、平成4年10月、全国に先駆けて、福祉のまちづくり条例を制定した。また、平成5年度から各市町において不特定多数の人々が利用する施設が集積した地区を対象として重点地区整備計画を策定し、地域のバリアフリー化を進めているところである。

しかしながら、県内の福祉のまちづくり重点地区における既存建築物対象施設のバリアフリー化進捗状況は、公共施設に比べ民間施設の整備・改修の遅れが顕著である。現下の厳しい経済情勢から限られた資金でのバリアフリー整備の推進は困難を極めている状況がうかがえる。

こうしたことから、既存建築物対象施設のバリアフリー化推進に向けての検討に当たっては、当事者の施設の利用実態についてアンケート調査によりバリアフリーニーズを把握すると共に、県内各市町の取組み状況を把握することによる課題抽出が必要であると考えられる。

2 研究の目的

昨年度は、高齢者を対象に施設及びトイレの利用実態と民間施設管理者のバリアフリーに関する意向を把握し施設の整備・改善の問題点を明らかにした。

本年度は、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者、内部障害者（膀胱・直腸機能障害）、幼児連れの母親、妊婦（以下「障害者等」という。）を対象に施設及び外出時に欠かせないと思われるトイレの利用実態と、利用が困難な施設用途、箇所を把握することにより面的なまちづくりを推進する方策を検討するための資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施した。

また、県内各市町福祉のまちづくり条例担当者を対象に重点地区整備計画策定以外の区域（以下「重点地区外」という。）における福祉のまちづくり条例施行前の既存建築物対象施設についての把握状況と今後の指導方針等についてアンケート調査を実施した。

3 障害者等の外出調査

3.1 調査の概要

3.1.1 調査の依頼

障害者等が日常的に利用する施設、不便に感じている施設及び箇所、外出時に利用するトイレの実態を把握するため、アンケート調査を実施した。

調査対象は昨年度に引き続き中播磨県民局管内（姫路市内）に居住する障害者等とし、調査実施に当たっては姫路市身体障害者福祉協会、日本オストミー協会兵庫県支部、姫路市保健所の協力を得た。

回収方法は、幼児連れの母親、妊婦については姫路市保健所において講習時に直接配布しその場で回収、その他は郵送とした。調査期間は2003年9月中旬から10月初旬で、配布・回収結果は表1のとおりである。

表1 調査票回収結果

Tab.1 The returned rate of questionnaire

| 配布先 | 配布数 | 有効回収数 | 回収率(%) |
|----------|-----|-------|--------|
| 肢体不自由者 | 225 | 104 | 46.2 |
| 視覚障害者 | 124 | 45 | 36.3 |
| 聴覚障害者 | 93 | 65 | 69.9 |
| 内部障害者 | 54 | 38 | 70.4 |
| 乳幼児連れの母親 | 51 | 51 | 100 |
| 妊婦 | 50 | 50 | 100 |
| 計 | 597 | 353 | 59.1 |

3.1.2 調査票の項目

主な調査項目は下記のとおりで、調査日直近における1週間の外出について調査した。

- 1) 外出頻度と同伴者及び外出先
- 2) 利用施設における滞留時間
- 3) 不便を感じた利用施設と施設の箇所
- 4) トイレを利用する施設

3.1.3 回答者の属性

回答者の年齢構成は表2のとおりで、60歳以上の人が占める割合は、肢体不自由者で63%、視覚障害者53%、聴覚障害者49%、内部障害者71%で姫路市における身体障害者手帳取得者の年齢構成とほぼ一致しており高齢化が顕著である。幼児連れの母親は、30歳代が最も多く57%、妊婦は、10~20歳代が62%となっている。

家族構成については、障害者等全体で夫婦二人が最も多く43%となっている（表3）。

表2 回答者の年齢と性別

Tab.2 Age and sex of respondents

| | 全体 | 人・(%) | | | | | |
|---------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 肢体不自由 | 視覚障害 | 聴覚障害 | 内部障害 | 乳幼児連れ | 妊婦 |
| 年齢 | | | | | | | |
| 10、20歳代 | 59 (16.7) | 3 (2.9) | 2 (4.4) | 6 (9.2) | 0 (0.0) | 17 (33.3) | 31 (62.0) |
| 30歳代 | 64 (18.1) | 10 (9.6) | 2 (4.4) | 4 (6.2) | 1 (2.6) | 29 (56.9) | 18 (36.0) |
| 40歳代 | 22 (6.2) | 9 (8.7) | 4 (8.9) | 7 (10.8) | 2 (5.3) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| 50歳代 | 45 (12.7) | 13 (12.5) | 12 (26.7) | 16 (24.6) | 4 (10.5) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| 60歳代 | 72 (20.4) | 23 (22.1) | 20 (44.4) | 19 (29.2) | 10 (26.3) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| 70歳以上 | 77 (21.8) | 43 (41.3) | 4 (8.9) | 13 (20.0) | 17 (44.7) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| 未回答 | 14 (4.0) | 3 (2.9) | 1 (2.2) | 0 (0.0) | 4 (10.5) | 5 (9.8) | 1 (2.0) |
| 性別 | | | | | | | |
| 男 | 133 (37.7) | 56 (53.8) | 24 (53.3) | 28 (43.1) | 25 (65.8) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| 女 | 209 (59.2) | 43 (41.3) | 20 (44.4) | 37 (56.9) | 8 (21.1) | 51 (100.0) | 50 (100.0) |
| 未回答 | 11 (3.1) | 5 (4.8) | 1 (2.2) | 0 (0.0) | 5 (13.2) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| 計 | 353 (100.0) | 104 (100.0) | 45 (100.0) | 65 (100.0) | 38 (100.0) | 51 (100.0) | 50 (100.0) |

表3 家族構成

Tab.3 Components of households

| | 全体 | 人・(%) | | | | | |
|----------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 肢体不自由 | 視覚障害 | 聴覚障害 | 内部障害 | 乳幼児連れ | 妊婦 |
| 一人暮らし | 24 (6.8) | 8 (7.7) | 6 (13.3) | 7 (10.8) | 3 (7.9) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| 夫婦二人 | 151 (42.8) | 44 (42.3) | 16 (35.6) | 30 (46.2) | 20 (52.6) | 0 (0.0) | 41 (82.0) |
| 配偶者と家族 | 105 (29.7) | 13 (12.5) | 16 (35.6) | 13 (20.0) | 10 (26.3) | 45 (88.2) | 8 (16.0) |
| 配偶者なしで家族 | 57 (16.1) | 32 (30.8) | 7 (15.6) | 14 (21.5) | 3 (7.9) | 1 (2.0) | 0 (0.0) |
| その他 | 16 (4.5) | 7 (6.7) | 0 (0.0) | 1 (1.5) | 2 (5.3) | 5 (9.8) | 1 (2.0) |
| 計 | 353 (100.0) | 104 (100.0) | 45 (100.0) | 65 (100.0) | 38 (100.0) | 51 (100.0) | 50 (100.0) |

3.2 調査の結果

3.2.1 外出頻度と同伴者及び外出先

外出頻度は、図1のとおりで「ほとんど毎日」が肢体不自由者42%、視覚障害者24%、聴覚障害者40%、内部障害者37%、幼児連れの母親53%、妊婦42%で「週2、3回程度」が肢体不自由者34%、視覚障害者40%、聴覚障害者38%、内部障害者42%、

幼児連れの母親 41%、妊婦 52%となっており、身体障害者では視覚障害者の外出頻度が他の身体障害者に比べ低い傾向にある。

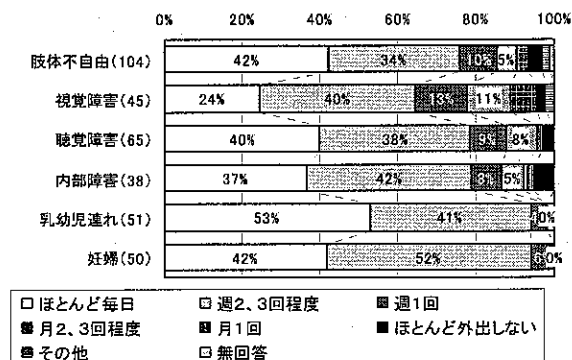


図1 外出頻度
Fig.1 Frequency of going out

外出する際の同伴者は「一人もしくは配偶者と出かける」が一番多く、肢体不自由者 76%、視覚障害者 54%、聴覚障害者 74%、内部障害者 79%、幼児連れの母親 66%、妊婦 88%となっている。「介助者(ヘルパーやボランティアなど)と出かける」は、視覚障害者が 36%と身体障害者のなかでは割合が高い傾向にある(図2)。

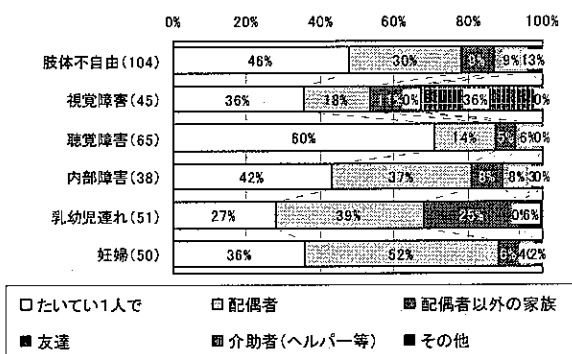


図2 同伴者
Fig.2 Companions

外出先としては、身体障害者 252名のうちスーパーを挙げた人が全体の 65%と一番多く、50%以上の人が利用した施設としては病院・医院・診療所(以下「医療施設」という。)が 62%である。次いで飲食店・喫茶店、郵便局・銀行・信用金庫(以下「金融機関」という。)が 44%となっている。娯楽施設(5.5%)や教育文化施設(7.9%)は低率である。

一方、幼児連れの母親、妊婦は、101名のうちスーパーを挙げた人が全体の 95%、次いで金融機

関の 67%、小売店舗の 47%である。公民館・集会所(2%)、娯楽施設(4%)、福祉施設(5%)は低率である(図3)。

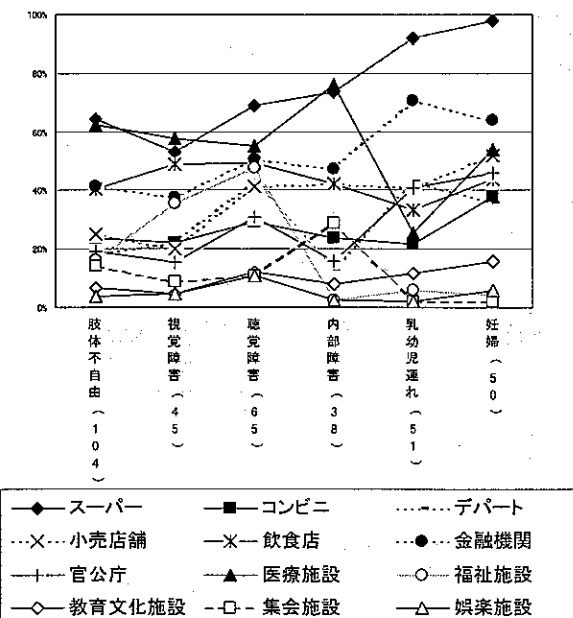


図3 外出先(複数回答)
Fig.3 Places to go

3.2.2 利用施設における滞留時間

「滞留時間の長い施設」としては、身体障害者では医療施設を挙げた人が最も多く 32%である。次いでスーパー(17%)で、福祉施設(14%)となっている。幼児連れの母親・妊婦は、スーパーを挙げた人が最も多く 49%である。次いでデパート(17%)、医療施設(13%)となっている(図4)。

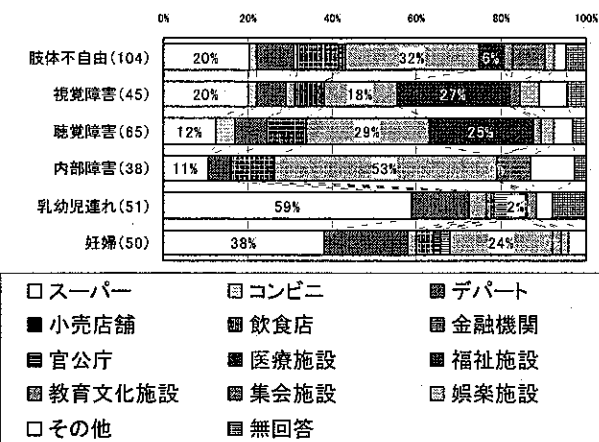


図4 滞留時間の長い施設
Fig.4 Facilities in the longest stay

「滞留時間の長い施設」での身体障害者の滞留時間は「1時間～2時間程度」が28%と最も多く、次いで「2時間超～半日程度」が25%である。幼児連れの母親・妊婦の滞留時間も「1時間～2時間程度」が38%と最も多く、次いで「30分～1時間程度」が31%となっている（図5）。

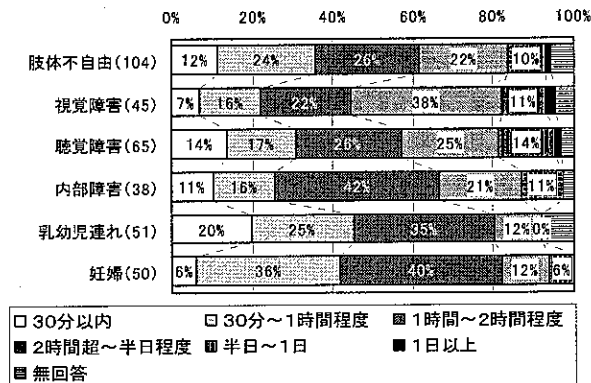


図5 滞留時間（長い）
Fig.5 Long time of respondents' stay

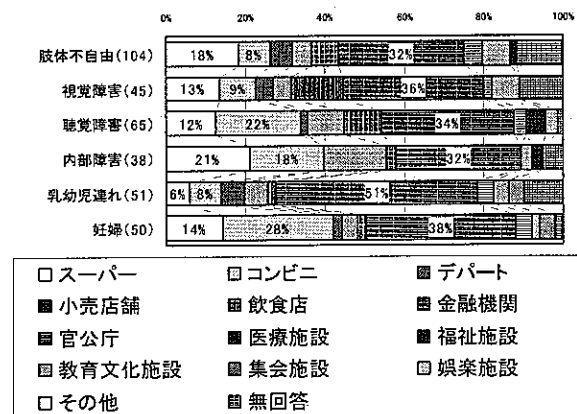


図6 滞留時間の短い施設
Fig.6 Facilities for the shortest stay

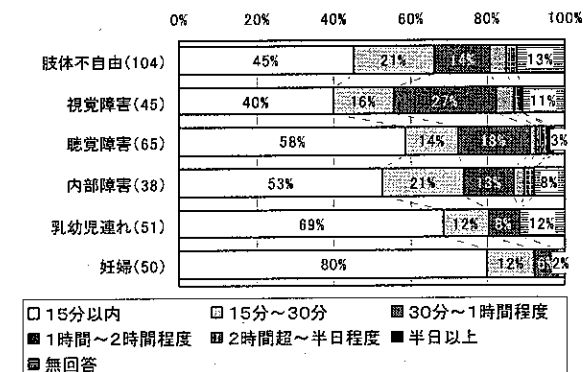


図7 滞留時間（短い）
Fig.7 Short time of respondents' stay

一方「滞留時間が短い施設」としては、障害者等全体で金融機関を挙げた人が最も多く身体障害者で33%、幼児連れの母親・妊婦で45%である。次いで身体障害者では、スーパー（17%）、コンビニ（13%）で、幼児連れの母親・妊婦ではコンビニ（18%）、スーパー（10%）となっている（図6）。

「滞留時間の短い施設」での身体障害者の滞留時間は「15分以内」が49%と最も多く、次いで「15分～30分」が19%である。幼児連れの母親・妊婦も「15分以内」が74%と最も多い。障害者等全体でも利用者の73%が「30分以内」と短時間に用事を済ませている（図7）。

3.3 不便を感じた利用施設と施設の箇所

3.3.1 施設別にみた不便

外出時に利用した施設 13 業種^{注1)}について、不便を感じたかどうかをたずねた結果を図8に示す。身体障害者は、40%程度の回答者が不便を感じているが、「幼児連れの母親」は、その不便と感じた割合が65%、「妊婦」では30%となった。

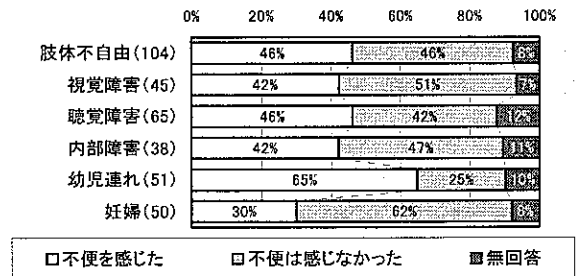


図8 障害者等別にみた不便を感じた割合
Fig.8 Rates of each inconvenience

どの施設について不便を感じたか、前段で不便と答えた回答者数を分母とし、障害者等別に割合を出したものが図9である。「スーパー」、「小売店舗」、「金融機関」、「医療施設」といった施設への不便の割合が高いことがわかる。その理由には、これらの建物の整備が遅れていることが考えられるが、それだけではなく、日常よく使う施設であるため（図3参照）、不便に思う印象が強かったのではないかと推測できる。

「妊婦」や「幼児連れの母親」では、不便にあげる施設が少なかった。他の障害者等に比べて利用する施設が限られるためと考えられる。

3.3.2 不便を感じた施設の箇所

施設ごとに、不便を感じた施設の箇所をたずねた^{注2)}。ここでは、利用頻度及び不便を感じた施

設のとしての割合が高い理由から、「スーパー」、「小売店舗」、「金融機関」、「医療機関」について、図10～13にそれぞれ示す。

肢体不自由者は、「駐車場」、「便所」への不便の割合が高い。

視覚障害者の特徴としては、「廊下・通路」、「階段」に不便の割合が高い。こうした箇所では

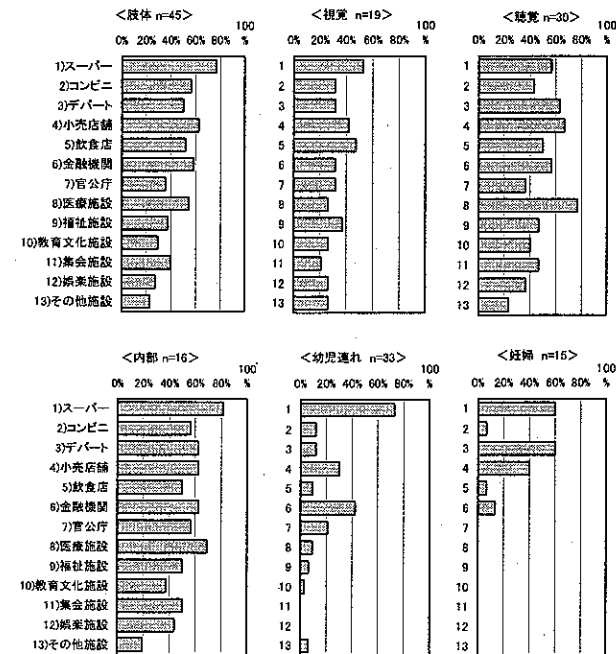


図9 障害者等別にみた不便と感じた施設
Fig.9 Facilities caused difficulties of use

見えない(見にくい)障害により、距離間や段の感覚が把握しにくいと考えられる。

聴覚障害者は、「医療施設」への不便の割合が特に高かったが、建物箇所をみると「その他」が多く、その内容は呼出や診察時の意志伝達の困難さを不便としてあげていた。

内部障害者は、「便所」に関する不便の割合がどの施設も高かった。便所がオストメイト対応でない施設が多いためと考えられる。「医療施設」では「駐車場」の方が不便の割合が高いことから、他の施設より「便所」は整備されている様子が伺える。「階段」への不便の割合が高いのは、回答者が高齢であるため足腰の衰えが生じていることが考えられる。

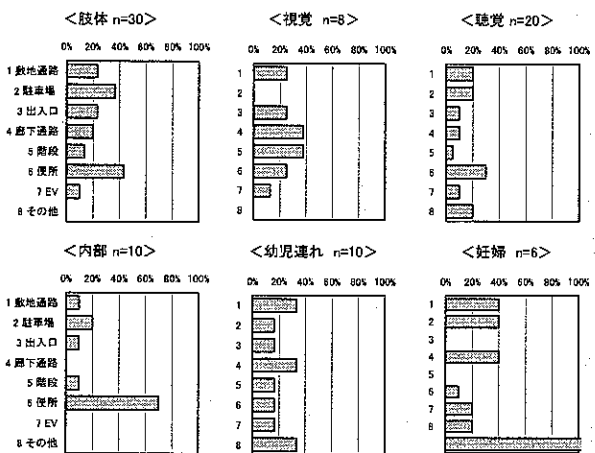


図11 不便と感じた施設の箇所(小売店舗)
Fig.11 Parts caused difficulties at retail stores

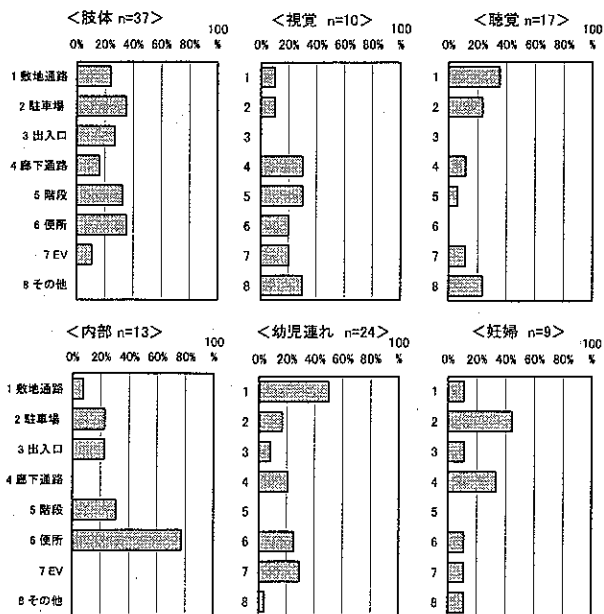


図10 不便と感じた施設の箇所(スーパー)
Fig.10 Parts caused difficulties at supermarkets

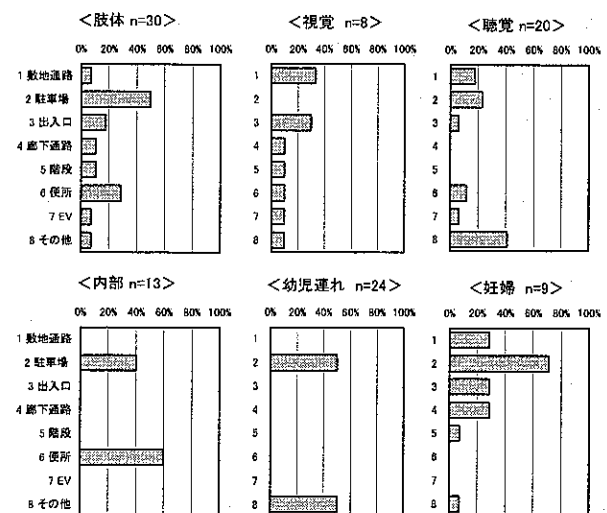


図12 不便と感じた施設の箇所(金融機関)
Fig.12 Parts caused difficulties at monetary facilities

幼児連れの母親、妊婦は、「駐車場」に不便の割合が高かった。

自由回答として表4のような意見があげられた。休憩場所や休憩用いすの設置に関する記述がどの障害者等にも見られた。

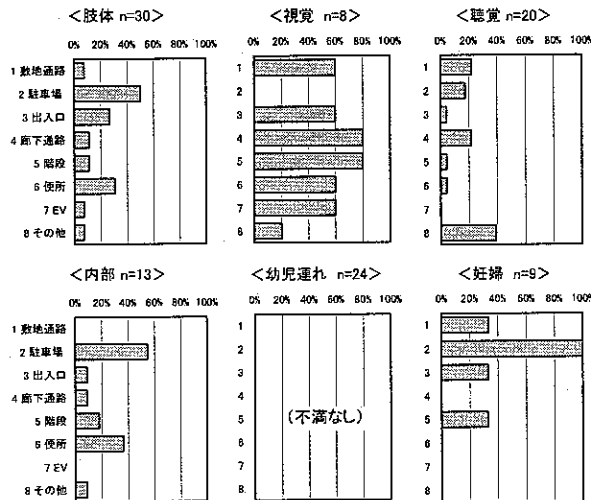


図13 不便と感じた施設の箇所(医療施設)
Fig.13 Parts caused difficulties at medical facilities

3.3.3 不便を感じる属性

不便を感じる要因を探ると、3.3.2でみたように障害別で回答する建物箇所に違いが見られた。さらに障害の等級などの属性別に集計したものが表5である。等級別に見ると、等級が低くても、不便を感じる割合が高いことが分かった。肢体不自由者の中で、車いすを「利用する/しない」で不便を感じた割合を見ると、前者が56.3%、後者が41.9%と車いす利用者の方が約14ポイントだけ高く不満と答えており、車いすを使わない肢体不自由者への配慮も重要であることがわかった。

年齢層別にみると、高齢になるほど不便と感じる傾向はみられなかった。これは障害を発生した年齢に関係していると思われる。外出頻度では毎日外出する回答者よりも、月に数回外出する回答者の方が不便を感じていることがわかった。また、外出時に同伴者がいても不便が解消されるわけではないことがわかった。

3.4 トイレを利用する施設

3.4.1 トイレを利用する施設と選ぶ条件

施設整備に重要と考えられるトイレの利用に関する意識を探るため、外出時にトイレを利用

表4 建物の整備に関する意見

Tab.4 Opinions on improvements of facilities

| | 内容 | 回答数 |
|-------|--------------------------|-----|
| 肢体不自由 | まちなかに休憩用のイス設置 | 4 |
| | 休憩用イスが不潔 | 1 |
| | 身障者用駐車場の使用マナー | 1 |
| | 車いす用トイレの近くに障害者用駐車場が必要 | 1 |
| | 駅エスカレーター設置 | 2 |
| | 上り下りのエスカレーター設置 | 1 |
| | 公共施設エレベーター設置 | 1 |
| | 行政の対応に不満(障害者情報) | 1 |
| | 通院先の食堂・理髪店の出入口が車いすでは通行不能 | 1 |
| | 縦信号が見やすい | 1 |
| | 道路の段差解消 | 1 |
| | 歩道の植樹は不要 | 1 |
| | 障害者の住みやすいまち | 1 |
| | 段差解消 | 1 |
| | 駅連絡路通行に不便を感じる | 1 |
| 視覚障害 | 誘導ブロックの設置と音声案内 | 1 |
| | 通常利用するバス道の施設しか利用できない | 1 |
| | バス乗場、行先等の音声案内(始発、途中乗車) | 2 |
| 聴覚障害 | 全てのの人にやさしいまちづくり | 1 |
| | 身障者用駐車場の増設 | 1 |
| | 信号が見にくい | 1 |
| | バス電車の中での文字案内 | 1 |
| | JR、私鉄駅の待ち時間用のイス設置 | 1 |
| | 公共施設、医療施設などの文字案内 | 1 |
| | スーパーなどの休憩所とイスの設置 | 1 |
| | 聴覚障害者をもっと理解してほしい | 2 |
| | 駅構内からホームまでの昇降が不便 | 1 |
| | 緊急時の文字案内 | 1 |
| 妊婦 | 休憩場所の増設 | 2 |
| | 休憩場所の環境向上 | 1 |
| | スーパー食品売場休憩場所 | 1 |
| | 身障者用駐車場の利用が可能にしてほしい | 1 |
| 乳幼児連れ | バス内で席をゆずる気持ちほしい | 1 |
| | 駅エレベーター設置 | 1 |
| | 図書館授乳コーナー設置 | 1 |
| | 公共施設授乳コーナー設置 | 3 |
| | 明るい感じにしたデパートの赤ちゃん休憩室 | 1 |
| | 休憩場所の設置 | 1 |

表5 各属性別に見た不便を感じる割合

Tab.5 Rates of each inconvenience

| | 肢体不自由 | 視覚障害 | 聴覚障害 | 内部障害 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 1級 | 11 57.9% | 11 39.3% | 16 57.1% | 1 50.0% |
| 2級 | 15 46.9% | 5 62.5% | 6 30.0% | 1 100.0% |
| 3級 | 8 57.1% | 0 0.0% | - | 2 40.0% |
| 4級 | 8 38.1% | 1 50.0% | 3 100.0% | 10 41.7% |
| 5級 | 2 20.0% | 2 66.7% | 1 100.0% | - |
| 6級 | 1 33.3% | - | 3 75.0% | - |
| 10、20歳代 | 2 66.7% | 2 100.0% | 2 33.3% | - |
| 30歳代 | 4 40.0% | 1 50.0% | 2 50.0% | 0 0.0% |
| 40歳代 | 4 44.4% | 2 50.0% | 2 28.6% | 1 50.0% |
| 50歳代 | 7 53.8% | 6 50.0% | 8 61.5% | 1 25.0% |
| 60歳代 | 9 42.9% | 5 27.8% | 8 47.1% | 4 40.0% |
| 70歳以上 | 21 46.7% | 2 66.7% | 8 80.0% | 6 46.2% |
| ほぼ毎日 | 17 38.6% | 6 60.0% | 13 54.2% | 4 28.6% |
| 週2、3回 | 18 51.4% | 5 29.4% | 9 47.4% | 10 66.7% |
| 週1回 | 4 40.0% | 3 50.0% | 3 50.0% | 1 50.0% |
| 月2、3回 | 4 80.0% | 3 75.0% | 4 80.0% | 0 0.0% |
| 月1回 | 1 33.3% | 0 0.0% | 0 0.0% | 1 100.0% |
| 外出しない | 1 25.0% | 1 100.0% | 1 50.0% | 0 0.0% |
| その他 | 2 100.0% | 1 100.0% | - | - |
| 1人 | 21 43.8% | 10 66.7% | 18 52.9% | 4 28.6% |
| 配偶者 | 15 48.4% | 2 28.6% | 8 61.5% | 7 53.8% |
| 配偶者以外 | 4 44.4% | 3 60.0% | 1 16.7% | 2 100.0% |
| 家族 | 3 33.3% | - | 3 75.0% | 3 100.0% |
| 友達 | 0 0.0% | 4 26.7% | - | 0 0.0% |
| ヘルパーなど | 0 0.0% | - | - | 0 0.0% |
| 介助者 | 0 0.0% | - | - | 0 0.0% |
| その他 | 3 75.0% | - | - | 0 0.0% |

%は各属性に対する不便と答えた割合

したかをたずねると、幼児連れの母親を除く約80%の回答者が利用していることがわかった(図14)。幼児連れの母親では、その割合が5割程度

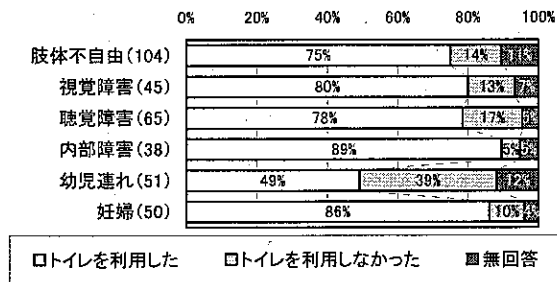


図 14 外出時のトイレ利用

Fig. 14 Use of restrooms outside of houses

と他に比べて低いですが、その理由として、施設利用時の滞留時間の短さが考えられる (図 7 参照)。

利用したトイレとして多くあげられているのは、「スーパー」、「医療施設」のほか、「デパート」、「福祉施設」、「飲食店」があげられていた (図 15)。これらの施設は、日常よく使う施設としてあげられた施設と関連していると考えられる。一方、日常よく使う施設のうち、トイレの利用実態がほとんどない施設は、コンビニ、小売店舗、金融機関であった。滞在時間が短いことが関係していると思われる (図 6 参照)。

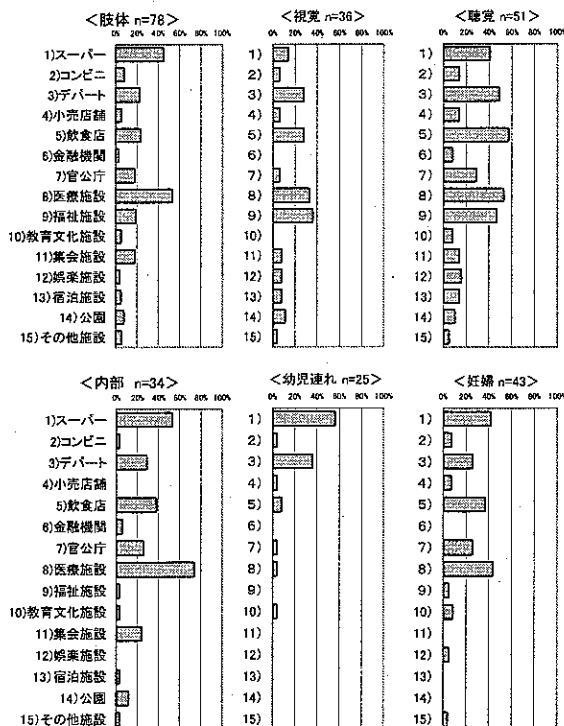


図 15 外出時にトイレを利用した施設 (複数回答)

Fig. 15 Facilities they used while going out

次に、利用するトイレをあらかじめ決めているかの設問については、妊婦を除いた障害者等のそれぞれ半数近くの回答者が決めていることがわかった (図 16)。その理由としては、初めて使うトイレでは不便を感じる人が多いなどの理由が考えられる。次の 3.4.2 の利用するトイレの選択理由から、その詳細を探ることとする。

妊婦の割合が低い理由としては、初めて使うトイレで不便を感じる人が少ないためと推測する。

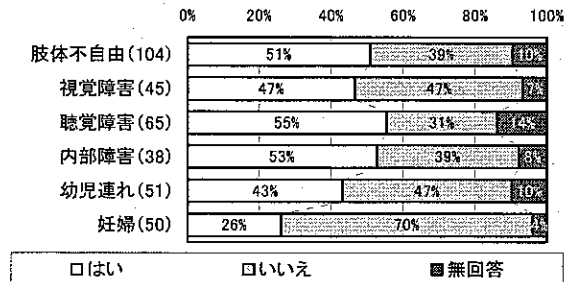


図 16 外出時に利用するトイレを決めているか
Fig. 16 Have you chosen restrooms outside?

3.4.2 トイレの選択利用と利用する施設

利用するトイレの選択理由として、「清潔である」、「気軽に使える」ことがどの障害者等も多くあげている (図 17)。これは、清潔感や利用しやすさといった面を、障害等にかかわらず多くの回答者が重要としているためと考えられる。これは高齢者を対象に筆者らが行った昨年度の調査結果^{注3)}を見ても、重要な項目であることがわかる。

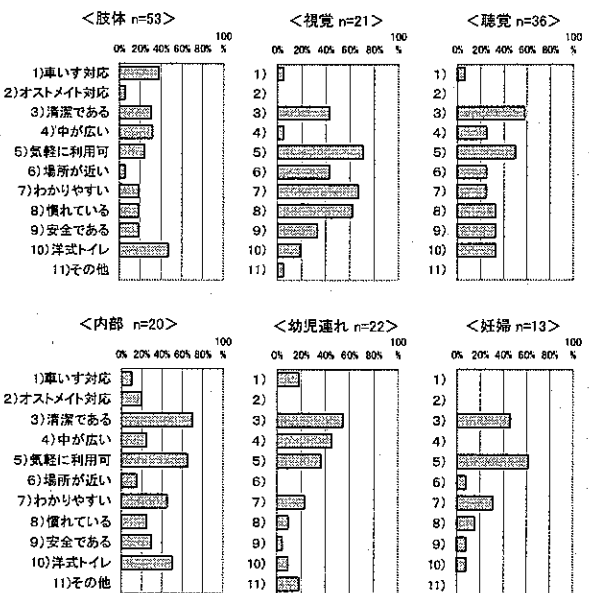


図 17 利用するトイレの理由 (複数回答)
Fig. 17 Reason for choosing restrooms

さらに肢体不自由者は、「洋式トイレ」や「車いす対応トイレ」であることが利用する理由となっている。

視覚障害者は、「場所が近い」、「場所がわかりやすい」、「慣れている」をあげる回答者が多く、トイレの場所を探したりや使うことに困難を感じていることが推測できる。

聴覚障害者は、「清潔である」、「気軽に使える」の理由が多い。

内部障害者は、「清潔である」、「気軽に使える」の他に、「洋式トイレ」、「場所がわかりやすい」ことをあげている。

幼児連れの母親では、「広い」、「車いす対応トイレ」の回答が多く、内部障害者のそれよりも割合が高い。これは、ベビーカーが便房内に入ることを必要としているからと考えられる。

妊婦は、「清潔である」、「気軽に使える」、「わかりやすい」の回答が多く、他の項目は少ない。

トイレを利用する施設には、どの障害者等も「デパート」、「医療施設」をあげる割合が高かった(図18)。さらに、肢体不自由者は「スーパー」、「官公庁」、「福祉施設」、視覚障害者は「福祉施設」、「飲食店」、聴覚障害者は「福祉施設」、妊婦

では「スーパー」、「コンビニ」が、内部障害者は「官公庁」、「スーパー」が多くあげられた。

その他の自由回答には、公共トイレの適正管理に関するものがあげられた。

3.4.3 トイレの重要性

3.4.2のトイレの選択理由より、「清潔である」、「気軽に使いやすい」といった維持管理上の課題や、「わかりやすい」、「洋式トイレ」、「車いす対応トイレ」といった計画上の課題があげられた。今回の調査では、幼児連れの母親がベビーカーと入ることのできるトイレを要望しており、広い便房を望んでいるのは車いす使用者だけではないことがわかった。

外出時には約7割の障害者等がトイレを利用していることがわかった。約半数の障害者等が利用するトイレを決めており、トイレが利用できるかどうか確認している様子が見えられた。

利用できるトイレが自宅外では限られる場合には、外出時には水分を控えるなどの対策を行う必要が生じると思われる。したがって、先述の項目に配慮して、施設内のトイレを整備していくことで、障害者等の外出を阻む要因の1つを解消できると考える。

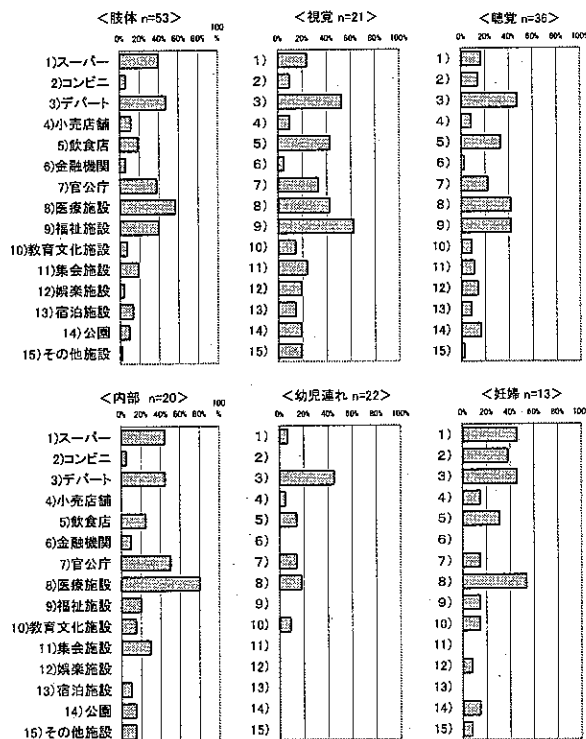


図18 利用するトイレを決めている施設(複数回答)

Fig.18 Facilities with restrooms one uses regularly

4 県内各市町福祉のまちづくり条例担当者への意識調査

4.1 意識調査の概要

4.1.1 調査の概要

県内の福祉のまちづくり重点地区整備計画策定状況は2003年3月末で82市町154地区である。依然として改修整備率は低いものの各市町において地区内の対象施設、整備状況等は把握し改修整備を指導している状況にある。

そこで今回は、重点地区外で条例施行前の既存建築物対象施設の状況について2003年12月に県内88市町の福祉のまちづくり条例担当者アンケート調査を行った。

4.1.2 調査票の概要

調査項目は以下のとおりである。

- 1) 重点地区外の既存建築物対象施設及び改修整備の把握状況
- 2) 上記1)の「把握できていない」市町の今後の指導方針
- 3) 改修整備促進のための必要な施策
- 4) 優先的に改修整備すべき施設とその箇所

5) 改修促進施策の有無

4.2 調査の結果

4.2.1 既存建築物対象施設及び改修整備の把握状況

未回答の3市町を除く85市町の既設建築物対象施設の把握状況は図19のとおりで、約9割にあたる77市町が「把握できていない」と答えており、改修整備状況の把握もほぼ同じ状況である。

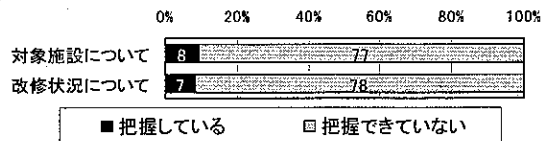


図19 既存建築物対象施設及び改修整備の把握状況

Fig. 19 Conditions of surveys and registration of existent facilities

4.2.2 今後の指導方針

「把握できていない」77市町の今後の指導方針については、「特に考えていない」と答えた市町が最も多く全市町の67%にあたる59市町、「今後把握し指導する予定」7市町、「その他」11市町となっている(図20)。「その他」11市町の主な意見は、重要であると思っているが対策等を検討していない、重要性がもっと高まれば考えていく必要がある、職員配置を考えると重点地区内の指導が限界等である。

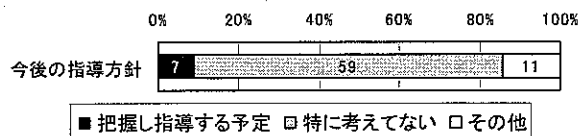


図20 今後の指導方針

Fig. 20 Policy of further guidelines

4.2.3 改修整備促進のための必要な施策

民間施設については、「行政指導等での改修整備促進は困難」と答えた市町が最も多く全市町の約6割にあたる54市町、「重点地区と同様に定期的に整備状況の報告を求める」5市町、「重点地区外の民間施設改修についても改修費補助が必要である」23市町、「その他」3市町となっている(図21)。「その他」3市町の意見は、計画区域を拡大すべき、努力義務では改修整備促進は困難といったものであった。

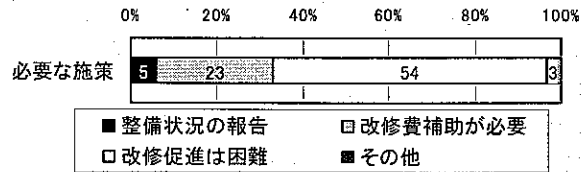


図21 改修整備促進のための必要な施策

Fig. 21 necessary measures for improvements of existent buildings

4.2.4 優先的に改修整備すべき施設とその箇所

「優先的に改修整備すべき施設」は図22、「優先的に改修整備すべき箇所」は図23のとおりである。

「優先的に改修整備すべき施設」は、医療施設と答えた市町が最も多く優先順3位までの合計で55市町、次いで市役所・役場・保健所等の官公庁施設及びスーパー等38市町、福祉施設32市町、公民館・集会所30市町、金融機関26市町の順となっている。

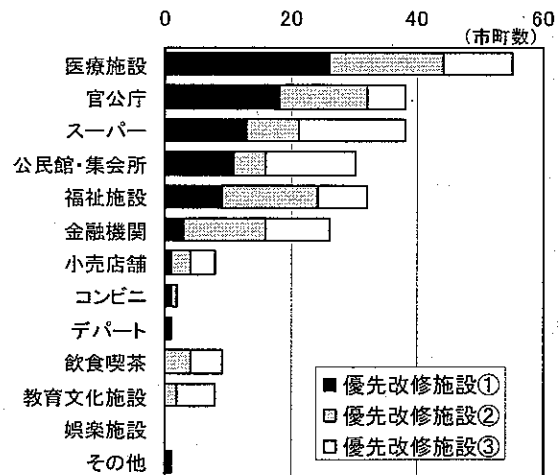


図22 優先的に改修すべき施設

Fig. 22 Priority facilities to be improved

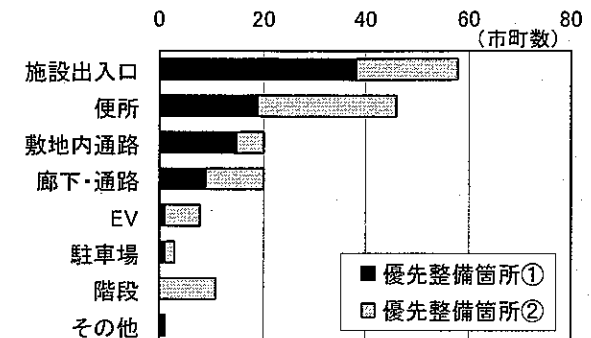


図23 優先的に改修すべき箇所

Fig. 23 Priority parts to be improved

「優先的に改修整備すべき箇所」は、施設出入口と答えた市町が最も多く優先順 2 位までの合計で 58 市町、次いで施設内の便所 46 市町、敷地内通路、施設内の廊下・通路 20 市町の順となっている。

4.2.5 改修促進施策の有無

「改修整備促進のための施策はない」と答えた市町が全市町の約 85%にあたる 75 市町であった(図 24)。「有る」と答えた市町で 1 町ではあるが重点地区外で民間施設への改修費補助を行っているケースもあった。

また、重点地区整備計画策定内での民間施設への改修費補助を行っている市町も半数以下の 30 市町程度にとどまっている状況である。

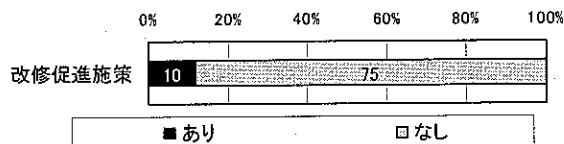


図 24 改修促進施策の有無

Fig. 24 measures for improvements of existent buildings

5 考察とまとめ

5.1 不便を感じる既存建築物対象施設とその要因

障害者等の利用頻度の高かった施設と不便を感じた施設については、ほぼ一致しており、「スーパー」、「医療施設」、「金融機関」、「小売店舗」といった施設である。これらの施設を中心に早期の改修整備が望まれる。

不便を感じる施設箇所については、障害者等別でバリアフリーニーズの相違が見られる。これは、障害者等の持つ身体的特徴が要因であると思われる。具体的には、肢体不自由者は、「駐車場」、「便所」への不便、視覚障害者は、「廊下・通路」、「階段」への不便、聴覚障害者は、施設利用時の呼出や意志伝達の困難を不便としてあげていた。内部障害者は、「便所」に関する不便が、幼児連れの母親、妊婦は、「駐車場」に不便の割合が高かった。さらに、休憩場所の設置に関する記述がどの障害者等にも見られた。

5.2 トイレの必要性

外出時には約 7 割の障害者等がトイレを利用し、約半数の障害者等がトイレの利用を懇念して、

利用するトイレをあらかじめ決めている。その選択理由には、トイレへの維持管理上の課題や計画上の課題につがる回答が多くあげられた。こうした項目に基づいて、施設内のトイレを整備して行くことが障害者等の外出を促進することにつながると考えられる。

現在、車いす対応トイレから、オストメイトやベビーカーを利用する母親なども利用できる多機能トイレへの整備がなされている。今回の調査で、トイレを利用する施設には、物販施設や医療施設が多く、公共施設でのトイレ利用は多くなかった。公園に設置されている以外に、まちなかには公共設置のトイレはほとんど見られないことから、適切な設備と維持管理を備えた公共的なトイレを設置することが必要であると思われる。

5.3 既存建築物対象施設の改修整備促進方策

行政担当者の考える優先的に改修整備すべき施設は、民間施設については障害者等の利用頻度の高かった施設、不便を感じた施設とほぼ一致しているが、行政自らの施設である官公庁、福祉施設、公民館・集会場といった施設も多く挙げられており、これら公共の施設も計画的に改修整備を図る必要がある。

2003 年改正のハートビル法、2002 年改正の福祉のまちづくり条例は、施設の新築・改築等を対象としたもので、既存建築物対象施設については、施設管理者等の努力義務での改修整備に頼らざるを得ない状況にある。行政においては、新築・改築等の施設整備はもとより既存建築物対象施設の改修整備推進のためのより具体的な施策の展開も図る必要があると考える。

さらに、今回の市町アンケート調査で重点地区外の既存建築物対象施設については、ほとんどの市町が対象施設等の把握さえできていないことが明確になった。これらも今後、重点地区と同様の取組みが必要であり、重点地区外においても重点地区と同様に民間施設改修費補助等の制度化も検討すべきであると思われる。

なお、障害者等のうち幼児連れの母親、妊婦の外出頻度が高く、また外出先での不便を感じる割合は、幼児連れの母親が最も高い。今後のバリアフリー化推進のためには、全てのハンディを持つ人達への周りの理解が必要であり、より一層に福祉のまちづくりの普及・啓発が望まれるところである。

6 おわりに

県内の福祉のまちづくり重点地区整備計画策定地域においては依然として改修整備率は低いものの各市町において施設管理者に対し、毎年進捗状況を報告させるなどして改修整備を指導している状況にある。行政としては今後一層バリアフリー化への理解を県民、事業者に求めていく必要がある。また、福祉のまちづくり条例担当部局と建築指導行政部局の連携を図る必要もあり、対応策としては、その指導・相談窓口の充実が望まれるところである。

最後に、今回調査に際し、アンケート調査にご協力いただいた姫路市障害者福祉協会、日本オストミー協会兵庫県支部、姫路市保健所、県内各市町福祉のまちづくり条例担当者の方々にお礼を申し上げます。

注釈

1) アンケートでたずねた 13 業種について

スーパー、コンビニエンスストア（コンビニ）、デパート、小売店舗、飲食店・喫茶店（飲食店）、郵便局・銀行・信用金庫（金融機関）、市役所・役場・保健所（官公庁）、病院・医院・診療所（医療施設）、福祉施設、教育文化施設、公民館・集会所（集会施設）、娯楽施設、その他施設

2) 施設箇所の項目は、「敷地内通路」、「駐車場」、「施設出入口」、「施設内廊下・通路」、「施設内階段」、「施設内便所」、「施設内エレベータ（EV）」、「その他」の計 8 ヶ所

3) 高齢者がトイレを選ぶ条件としては、「きれい・清潔である」（35％）ことや「気軽に利用できる」（32％）ことが重視される。次いで「場所がわかりやすい」（20％）ことが選ばれている。詳細は文 1 を参照のこと。

参考文献

- 1) 杉山 勇、大野拓也：「既存建築施設のバリアフリー化推進方策に関する調査研究」、福祉のまちづくり工学研究所報告集平成 14 年度版、pp. 24-35、2003
- 2) 山本耕平：「まちづくりにはトイレが大事」、北斗出版、1996
- 3) 交通エコロジー・モビリティ財団：「すべての人にやさしいトイレをめざして」、大成出版社、2002

